



令和2年度

東根市の教育

東根市教育委員会

令和2年度

東根市の教育

目 次

東根市民憲章	1
東根市教育等に関する施策の大綱	2
「東根市の教育」の全体構想	3
「東根市の教育」施策の体系図	4
管理課の基本方針と施策	5
施設課の基本方針と施策	13
生涯学習課の基本方針と施策	15

東根市教育委員会委員と組織	20
---------------	----

<資 料>

令和2年度教育費予算	21
児童生徒数の現況と推移	22
学校施設の設置及び概要	24
学校施設の整備状況	25
社会教育・社会体育施設	27
事務事業の概要（管理課）	29
事務事業の概要（施設課）	34
事務事業の概要（生涯学習課）	37

東根市中学校部活動方針	40
東根市いじめ防止基本方針	41
東根市小中学校情報セキュリティポリシー	43
東根市緑の少年団	45
さくらんぼ環境ISO	46

ひがしね子ども環境宣言	49
-------------	----

東根市民憲章



わたくしたちは
明るく前進する東根市民であることに誇りをもち
愛する郷土のかがやかしい未来をひらくため
この憲章を定めます

- 自然を愛し 環境をととのえ 美しいまちをつくります
- 奉仕と感謝の輪を広げ あたたかいまちをつくります
- からだをきたえ楽しく働き 豊かなまちをつくります
- 教養を深め 香り高い文化のまちをつくります
- きまりを守り進んで力をあわせ 住みよいまちをつくります

(昭和52年11月3日制定)

東根市教育等に関する施策の大綱（基本的な方針）

1 「いのちの尊さ」を理解し「いのち」をつなぐ教育の推進

自分や他人の生命・存在を「かけがいのない大切なもの」と実感し、思いやりの心や善悪の判断力、規範意識や社会性を身につけるための教育を推進します。

子どもを産み育て、次代にいのちをつなぐことの尊さを認識し、性といのちについて理解を深めるための教育を推進します。

2 変化する社会に対応し、社会に貢献できる心豊かでたくましい人材の育成

子どもの健やかな成長のために個性と豊かな感性を伸ばす教育や、食育を基盤とした健全な心身を育む教育を推進します。

国際的視野を持ち、健全で豊かな心を育み、個性を活かすための教育を推進します。

3 確かな学びを支える教育環境の整備と学校規模に応じた特色ある学校経営の推進

防災・防犯上の性能を高め、より安全で衛生的な環境を整えた快適な学校施設の整備を推進します。特色ある学校経営を推進するため、地域住民や地元企業の協力により、地域学習材を活かして学校教育を推進します。

4 郷土の自然や伝統・文化を学び、ふるさとを誇りに思う教育の推進

生まれ育ったふるさとの暮らしや歴史伝統文化について学び、郷土愛や誇りを育み、東根の将来を担う子どもを育成します。

地元企業・農業経営者等と連携し、地域産業を担う人材の育成を推進します。

5 地域の教育力を高める生涯学習環境の充実

地域公民館を拠点とした幅広い年代と地域特性に応じた学習機会の拡充に努め、市民と行政の協働による生涯学習を推進します。

青少年の健全育成を推進するため、育成組織の強化や世代間交流や体験活動を推進します。

6 健康で楽しく生きがいにつながる芸術文化活動・スポーツ活動の推進

芸術文化に触れる機会を創出し、更なる芸術文化の振興を図るとともに、「市民ひとり1スポーツ」の定着を目標に、市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう、社会体育施設を活用した活動支援や指導体制の充実を図ります。

「東根市の教育」の全体構想

第4次東根市総合計画

基本構想

しあわせつくる 学びと交流のまち

基本的な考え方

こころ豊かな人が輝く 教育と文化のまち

第6次山形県教育振興計画

人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり

テーマ つなぐ ～いのち、学び、地域～

東根市がめざす子ども像



夢をもって前向きに学ぶ子ども

自ら目標を立て、その達成に向かって自立して学習を進める子ども

学校では、基礎となる学力、学習への構え、そして学びかたを身につけさせながら、子どもたちが未来への夢や憧れをもてるよう、創造的で活力に満ちた明るく楽しい学校づくりに努めます。



真心をもって人と接する子ども

分け隔てなく人とかかわりながら、人を愛し感謝の気持ちを忘れない心豊かな子ども

家庭と協力して、コミュニケーションを大切にしながら、いのちの尊さ、かかわりの大切さを実感できる教育を実践していきます。



自然を愛し、ものを大切にする子ども

自然の美しさ、豊かさにもふれる本物の体験をとおり、心から自然を愛する子ども

「ひがしね子ども環境宣言」により、足るを知り、人に、ものに、地球にやさしい環境保全活動を実践していきます。

管理課の施策

- 1 幼児教育の充実
 - (1) 幼児教育の充実
- 2 学校教育の充実
 - (1) 小中学校教育の充実
 - (2) 地域、家庭と連携した教育の推進
 - (3) 特別支援教育の充実
 - (4) 東桜学館との連携した教育の充実
- 3 食育の充実
 - (1) 食育教育の実践と学校給食の充実
 - (2) 学校給食の安全管理

施設課の施策

- 1 教育環境の整備
 - (1) 学校教育施設の整備
 - (2) 社会教育・体育施設の整備

生涯学習課の施策

- 1 生涯学習の充実
 - (1) 地域に根ざした生涯学習活動の推進
 - (2) 生涯学習推進のための環境整備
 - (3) 青少年の健全育成
- 2 芸術文化の振興
 - (1) 多様な芸術文化活動の推進
- 3 スポーツの振興
 - (1) 生涯スポーツの推進
 - (2) 競技スポーツの振興
 - (3) スポーツ施設の整備と施設の利用拡大
- 4 文化財、伝統芸能、伝承文化の保護継承
 - (1) 文化財の保護と活用
 - (2) 伝統芸能、伝承文化の保護と活用

「東根市の教育」 施策の体系図

管理課

1 幼児教育の充実 (1) 幼児教育の充実 ①幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続、家庭との連携強化 ②私立幼稚園における子育て支援の推進 ③教育相談の充実

2 学校教育の充実 (1) 小中学校教育の充実 ①基礎学力の向上 ②探究型学習の推進 ③豊かな人間形成を育む教育の推進 ④国際理解教育の推進 ⑤情報教育の推進(GIGAスクールの推進) ⑥環境教育、福祉教育、男女共同参画教育など社会の要請に基づく教育の推進 ⑦道徳教育の充実 ⑧健康な心と体を育むための保健体育と、適切な心身の健康管理に向けた保健指導の充実 ⑨いじめ、非行、不登校などの防止と対応及び教育相談体制の充実 ⑩外国語教育の充実 ⑪理・数教育の充実 ⑫教職員の資質向上及び担任力向上 ⑬望ましい部活動の実施環境の構築 ⑭学校における働き方改革の推進

(2) 地域、家庭と連携した教育の推進 ①生涯学習など地域住民の自主学習の場としての学校施設の開放 ②郷土愛の醸成 ③学校安全管理対策、不審者対策の推進 ④家庭、地域と連携した指導体制の強化 ⑤小規模特認校制度の推進 ⑥ボランティア活動の充実

(3) 特別支援教育の充実 ①就学前からの切れ目のない支援体制の構築 ②障がい等のある児童・生徒への適切な教育を行うための教育環境の整備 ③特別支援教育の研修などを通じた教職員の指導力の向上 ④福祉部局等関係機関との情報共有、連携強化

(4) 東桜学館との連携した教育の充実 ①情報の共有と交流の推進

3 食育の充実 (1) 食育の実践と学校給食の充実 ①望ましい食習慣と豊かな人間関係を育む給食指導の充実 ②バイキング給食の実施による食育指導の充実 ③「学校給食ランチタイム」等を通じた学校給食への理解の推進 ④地元産食材の積極的活用による学校給食の推進 ⑤たくましく生きる力や心を育む学校給食の推進 ⑥食への理解を深める広報、研修会等の開催 ⑦家庭との連携によるバランスのとれた食生活の推進

(2) 学校給食の安全管理 ①衛生管理の徹底及び学校給食の安全性の確保 ②食物アレルギーへの対応

施設課

1 教育環境の整備 (1) 学校教育施設の整備 ①校舎等の計画的な整備による良好な学習環境の確保 ②高度情報化社会に対応する施設設備の整備 ③施設設備の計画的な維持修繕 ④学校安全管理対策の充実

(2) 社会教育・体育施設の整備 ①生涯学習施設の整備 ②芸術文化施設の整備

生涯学習課

1 生涯学習の充実 (1) 地域に根ざした生涯学習活動の推進 ①多様化する学習ニーズへの対応 ②幼児期から高齢期までのライフステージに応じた学習活動の推進 ③子どもの豊かな人間形成に向けた家庭教育講座等の充実 ④自主的生涯学習活動への支援 ⑤大学など各種教育機関との連携による学習活動の推進 ⑥学校、家庭、地域との連携による生涯学習の推進 ⑦中央公民館と地域公民館の連携による学習内容の充実強化 ⑧地域住民による主体的な公民館活動の充実と強化 ⑨まなびあテラスを活用した生涯学習の推進 ⑩地域公民館等における地域特性を活かした事業の推進

(2) 生涯学習推進のための環境整備 ①集会施設等施設整備費補助制度の周知 ②地域公民館の計画的な改築と修繕 ③共生社会の構築に向けた公民館等社会教育施設の長寿命化計画の策定

(3) 青少年の健全育成 ①将来の担い手となる若者定着に向けた取組みの推進 ②未来を拓く高校生応援事業の推進 ③青少年育成関係団体との連携による活動充実 ④友好都市間の青少年交流の推進

2 芸術文化の振興 (1) 多様な芸術文化活動の推進 ①芸術文化団体やサークルなどの育成 ②まなびあテラスを活用した作品展示・鑑賞・創作などの芸術文化活動の充実 ③芸術文化イベントの充実 ④芸術文化を鑑賞する機会の充実 ⑤東の杜を活用した各種事業の推進 ⑥文化事業やイベントに関する情報の収集と提供 ⑦文化大会出場などに対する激励金交付による活動支援

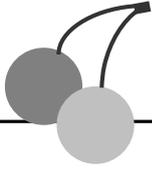
3 スポーツの振興 (1) 生涯スポーツの推進 ①学校、地域、競技団体などとの連携による生涯スポーツの普及促進 ②市民ニーズを踏まえた各種スポーツ教室の充実と健康づくりの推進 ③スポーツ推進委員の活用と交流などによる指導体制の充実 ④スポーツを通じた交流の促進 ⑤高いレベルのスポーツに触れる機会の拡充 ⑥総合型地域スポーツクラブの育成 ⑦「東根市スポーツ推進計画」に基づくスポーツの振興

(2) 競技スポーツの振興 ①指導者研修の充実などによる指導力強化 ②上位大会出場に対する激励金交付による優秀選手、スポーツ少年団等への支援 ③大規模な各種スポーツ大会の誘致と開催支援 ④2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会ホストタウン事業の推進・支援 ⑤日本体育大学との協定に基づく各種事業の推進

(3) スポーツ施設の整備と施設の利用拡大 ①老朽化した体育施設の計画的改修と整備の検討 ②スポーツ施設を活用した各種事業の推進 ③学校体育施設の有効利用 ④(仮称)大森山公園クロスカントリーコースの整備 ⑤共生社会の構築に向けた市民体育館等社会体育施設の長寿命化計画の策定

4 文化財、伝統芸能、伝承文化の保護継承 (1) 文化財の保護と活用 ①国、県、市指定有形文化財の保護活動の推進 ②継承活動に対する支援 ③調査研究などによる適正な保護の推進

(2) 伝統芸能、伝承文化の保護と活用 ①市指定無形民俗文化財の伝承活動の推進 ②伝統芸能、伝承文化をとおした交流促進



管理課の基本方針と施策

I 基本方針

東根市では「めざす子ども像」として「夢をもって前向きに学ぶ子ども」「真心をもって人と接する子ども」「自然を愛し、ものを大切にする子ども」を掲げ、知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の育成をめざしている。特に大切にしたいのは、子どもたちが決して受け身ではなく、主体的に課題をとらえ、自分の頭でしっかりと考える能動的な力、他の人と協働的に課題を解決する力、そして、共により良い社会をつくろうとする態度を育てることである。こうした教育を具現化すべく、本市では「教育大綱」の下、「基礎的な知識・技能の習得と課題解決に必要な思考力・判断力・表現力」「命の尊さや人とのかかわりを大切にする心」「郷土を愛する心」などを育てる教育施策を展開する。

まず、先進校の調査研究や、大学教授等によるスーパーバイズ、学級経営力向上研修の実施などによる「大げやき授業向上プラン」を実施し、教員の担任力の向上に努める。これにより教員の資質・能力の向上を図り、小中学生の生きる力・確かな学力を育てていく。

また、未来を担う子どもたちがグローバルな社会の中で力を発揮できるようにするために、理・数・英といった教科指導の充実が必要不可欠である。引き続きすべての小中学校に「学力向上支援員」を配置して、算数・数学の授業支援の充実を図っていくほか、各中学校区に配置された7名のALT（外国語指導助手）のより効果的な活用と英語検定の助成により、語学学習への意欲を喚起する。こうした人的支援・経済的支援により、各学校の学習内容や習熟度に応じた、ティームティーチングやコース別学習などの指導方法の工夫を支援し、本市の子どもたちの学力向上を大きく推進する。

また、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けたホストタウン事業の推進や、ドイツ・インゲルハイム・アム・ライン市との交流、国際交流員CIRとの交流等の機会を捉え、さらに国際理解教育を推進するとともに、人々の多様な在り方を相互に認めあう共生社会の実現についても、理解を深める取り組みを推進する。

さらに、発達障がいや不適應などの困り感を抱える子どもの実態に即して、適応指導教室、心の教室相談員やスクールサポーターによる適切な支援を行い、特別支援教育の一層の充実を図る。

一方、東桜学館中学校開校から5年目を迎え、スマイルサミットや算数・数学チャレンジカップなどの事業を通じた交流によって、市内の小中学校が切磋琢磨する風土が醸成されており、相互にプラスの波及効果が生まれている。この勢いを増すためにも、各小中学校において、これまで以上に魅力を高める「特色ある学校経営」に向けた取り組みが求められる。

こうした様々な取り組みを通して、小・中学校の教職員が力を合わせて、子どもたち一人一人に「確かな学び」を保障する、きめ細かで質の高い授業づくりや豊かな教育活動の展開を支援、推進していく。

Ⅱ 施策

1 幼児教育の充実

(1) 幼児教育の充実

① 幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続、家庭との連携強化

幼児期における「遊び」を通じた総合的な学びを小学校の学習へ円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な「学び」に向かうような接続を推進する。あわせて、家庭との連携も強化していく。

② 私立幼稚園における子育て支援の推進

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要である。昨年度10月からの幼児教育の無償化に伴い、私立幼稚園児を持つ家庭に対する補助制度を継続し、子育て世代の負担を軽減していく。

③ 教育相談の充実

市内保育所や児童センター、私立幼稚園等に在園する幼児について、就学に向けて早期から情報共有を図り、切れ目のない、適切な教育支援に繋げる。

2 学校教育の充実

(1) 小中学校教育の充実

① 基礎学力の向上

小学校では新学習指導要領が全面実施に、中学校は移行措置2年目に入る。児童生徒の確かな学力の育成を目指して、「大げやき授業力向上プラン」を立ち上げるとともに、市教委委嘱研究について、今年度から各年度2校程度の委嘱（3か年継続）に改めて実施する。また、先進校調査研究や大学教授によるスーパーバイズ等を取り入れ、言語活動の充実や英語授業での4技能の確実な育成、新学習指導要領の具現化を目指した研究を推進し、教員の授業力向上に取り組む。今年度から推進するGIGAスクール構想に対応するため、ICTを有効に活用した研修を深め、授業づくりに生かしていく。

また、全国学力学習状況調査・山形県学力等調査及びNRTとQ-Uアンケートのクロス集計結果や分析を、学びに向かう子どもの集団づくりに生かし、学校での指導方法の充実・改善に有効に役立てることができるよう、学級経営力向上研修会や管理職との懇談、学校訪問などにより継続して支援する。

各校に学力向上支援員を1名配置し、主に算数や数学の授業で支援する。担当教員と協力しながら、教材研究や授業づくりなどにも取り組む。小規模特認校である高崎小では今年度複式学級ができるため、学力向上支援員を1名増員して支援する。

豊かで幅広い教育実践力をもつ教員経験者を、学校の計画に基づいて学習支援ボランティアとして派遣する。小学校の大規模校に対しては、学級経営の安定への寄与や学校課題解決に向けて「授業サポート」を実施する。中学校に対しては、

別室に登校する生徒が落ち着いた環境の中で学習でき、生徒の学力向上や心の安心・安定を図るため、「別室登校サポート」を実施する。

読解力の育成や郷土愛の醸成などを推進するため、小学5年生から中学3年生の全学級で、1学級1新聞事業を継続する。

② 探究型学習の推進

今後ますます求められるのは、社会の激しい変化の中でも何が重要かを主体的に判断できる能力、対話や議論を通して多様な相手の考えを理解したり自分の考え方を広げたりしながら協働していくことができる能力、問題を解決に導き新たな価値を創造していくことができる等の資質能力である。「授業力向上サポート」により、学校が探究型学習を一層推進し、教科の本質を大事にするとともに、単元を通した学び方の習得ができるよう支援していく。

③ 豊かな人間形成を育む教育の推進

「いのちの教育」全体計画の改善に努め、各学校・地域の特色を活かした指導の一層の充実を図る。

児童生徒理解を基盤とした「居場所づくり」「絆づくり」を組織的・計画的に行い、一人一人の自己有用感を育み、校内外の教育資源を活用した魅力ある学校づくりを推進する。

④ 国際理解教育の推進

国際化が急速に進展する中、多くの国が参加する2020東京オリンピック・パラリンピックを国際理解教育の絶好の機会と捉える。日本人として、また個としての自己の確立を図るとともに、広い視野をもち、国籍・人種等にとらわれない人と人の相互理解、相互交流を深める教育を推進するため、各学校の特色ある取り組みを支援する。

⑤ 情報教育の推進

授業におけるICT活用を推進するため、ICT環境の整備に継続して取り組む。

特に国が推進するGIGAスクール構想に基づき、ロードマップに従って計画的に一人一台の端末整備を行うとともに、デジタルならではの学びの充実と日常的にICTを活用できる指導体制の充実に向けて、取り組みを進めていく。

また、北村山視聴覚教育センターと連携し、学校のニーズや新学習指導要領の全面実施を踏まえて、プログラミング教育等の実践的な研修会を開催する。

あわせて、児童・生徒をインターネットの有害サイトへのアクセスやSNS等のトラブルから守るため、児童・生徒の情報モラルの育成を図ると共に、地域や保護者への啓発を行う。

⑥ 環境教育、福祉教育、男女共同参画教育など社会の要請に基づく教育の推進

本市の「ゼロカーボンシティ」表明を受け、これまで県内でも先進的に取り組んできた学校版「さくらんぼ環境ISO」について、各校における取組内容の見直し・工夫を図る。児童・生徒が将来の地球環境を見据え、主体的に実践することで、環境保全や持続可能な循環型社会を形成しようとする意識を醸成する。また、「共生社会ホストタウン」登録に伴うパラリンピック関連事業への積極的な参

加・協力を通して、共生社会の実現に向けた意識を高める。さらに、男女共同参画など社会の要請に基づき、時勢に応じた教育に取り組む。

⑦ 道徳教育の充実

道徳の時間をあらゆる授業の「要」とし、教育活動全体で道徳教育を推進する。道徳的な課題を自分自身の問題と捉えた「考える道徳」、「議論する道徳」へ向けて、道徳教育推進教師（道徳主任）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開する。いじめ問題への対応の充実等を踏まえ、自分と他者の生命と生き方を尊重する「いのちをつなぐ教育」の推進に努める。

⑧ 健康な心と体を育むための保健体育と、適切な心身の健康管理に向けた保健指導の充実

生涯学習、生涯スポーツの観点を踏まえ、体育分野と保健分野を関連させた授業展開と運動能力向上を目的とした取り組みを、マネジメントサイクル（P D C A）に基づいて実践する。

基本的な生活習慣の確立を図るために、各校の実態に応じた具体策の計画的な実践を呼び掛ける。家庭・地域と連携し、児童・生徒が生涯にわたって主体的に健康づくりができるよう努める。

⑨ いじめ、非行、不登校などの防止と対応及び教育相談体制の充実

「東根市いじめ防止基本方針」をもとに、いじめの未然防止と早期発見、迅速かつ適切な対応ができるよう学校を支援する。

児童・生徒一人一人を理解し、児童・生徒の学級満足度と学校生活意欲度をとらえるために、「Q-Uアンケート」（5月・10月実施）を実施する。また、その結果を利用した教員研修を行い、各校におけるさらなる有効活用を促し、いじめ・不登校の未然防止を図る。

また、引き続き教育支援専門員2名を教育委員会内に配置し、市内小中学校14校及び適応指導教室等を回りながら相談活動を実施し、必要に応じて福祉部門や関係機関等と連携を図りながら、子どもが安心して学校に通えるような環境整備を図る。

教育相談員（県S C・県教育相談員・子どもふれあいサポーター・市心の教室相談員）についても、全小中学校への配置を継続し、定期的または適時の教育相談の充実に努める。また、適応指導教室の教育相談指導員の2名体制を継続し、週5日の開設を維持するとともに、生徒や保護者の要望に応じて柔軟に相談を受けるなど、きめ細やかな支援に努める。さらに、家庭・地域・学校や関係機関との連携による組織的な支援体制を整え、不登校児童・生徒へ丁寧な支援する。

⑩ 外国語教育の充実

外国語教育の充実に向けて、7名の外国語指導助手（A L T）を各中学校区に配置し、外国語の授業の質の向上を図る。また、小学校教員の企画運営による「小学校版 English Camp」及び中学校教員の企画運営による「中学校版 English Camp」を実施し、実践的なコミュニケーション能力の育成を図るとともにグローバルな人材の育成に努める。

英語力向上に対する生徒の意欲の喚起と学校で習得した英語能力の測定をねらいとして、英検受検支援制度を継続する。中学2・3年生を対象とし、年1回、4級以上の検定費用を市が負担する。

⑪ 理・数教育の充実

「サイエンスアカデミー」、「算数・数学チャレンジカップ」を開催し、理・数系教科に対する興味や関心を醸成する。

⑫ 教職員の資質向上

担任力（学習指導力・生徒指導力・特別支援教育力）の向上を図り、魅力ある教師の姿を目指す。教職員評価とも関連させ、教職員としての資質及び指導力向上に努める。また、教職員としての自覚と責任をもち、同僚性を発揮して児童・生徒、保護者、地域の信頼を得る。

特に学習指導力の向上については、県や県教育センター等の研修会や研修講座の活用を推奨しながら、継続して研修の充実に努める。

⑬ 望ましい部活動の実施環境の構築

東根市中学校部活動方針に基づき、各校における適切な部活動の実施を引き続き推進するとともに、現在、中学校に各1名ずつ配置している部活動指導員について、大規模校2校に1名ずつ増員し、教員の働き方の適正化という観点からの取り組みも進めていく。

⑭ 学校における働き方改革の推進

教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、新たな取り組みが求められる中、教員の負担は年々増加しており、その軽減が大きな課題となっている。

学校におけるこれまでの働き方の見直しを推進し、限られた時間の中で児童・生徒と向き合う時間、授業やその準備に集中できる時間等を十分確保し、効果的な教育活動を行うことができるよう働き方改革を進めていく。

(2) 地域、家庭と連携した教育の推進

① 生涯学習など地域住民の自主学習の場としての学校施設の開放

学校施設を学校教育や部活動に支障ない範囲で、身近な文化・スポーツ活動の場として地域住民に一般開放し、生涯学習の振興などを図る。

② 郷土愛の醸成

学校行事や地域行事を通じた地域との連携や、郷土の教育資源を活用した多様な体験・交流活動を充実し、郷土に対する理解を深める教育を推進することで、郷土愛の醸成を図る。

③ 学校安全管理対策、不審者対策の推進

各校で作成している防災計画に基づく危機管理の体制を強化していく。東根市ハザードマップ（洪水：R1、地震：H2 4、土砂災害：H2 8）なども参考にしながら、災害発生時に教職員が児童・生徒に対して適切な指示や指導ができるよう促す。

通学路の安全点検を定期的実施し、学校や関係機関などの協力を得ながら危険箇所の改善に努める。各校の学校安全ボランティアや子どもの見守り活動の協力を得ながら、児童・生徒の安心安全な登下校並びに不審者対策を一層推進する。

児童・生徒に対しては、危険を予測して事故を未然に防いだり、災害発生時に適切な判断をして行動したりする、「自分の命は自分で守る」能力を身に付けさせるための安全教育の充実を図る。

④ 家庭、地域と連携した指導体制の強化

学校評議員制度の活用や、学校評価（内部評価・学校関係者評価等）の効果的な活用により、学校経営の改善を図る。また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入についての研究に取り組む。

学力向上を下支えするものとして、メディアコントロールや生活リズムの改善、家庭学習の習慣化及び充実のため、保護者との一層の連携を学校に働きかける。

⑤ 小規模特認校制度の推進

特色である外国語活動（英語教育）や放課後子ども教室（高崎地区アフタースクール）の実施を支援することにより、小規模特認校制度を導入した高崎小学校のさらなる活性化を図る。

また、新たに出現する複式学級における学習指導について、支援員を配置するなどの支援を行う。

⑥ ボランティア活動の充実

校内や地域住民や企業と連携したボランティア活動などを通して、児童・生徒の豊かな人間性を育む取組みを支援する。さらに、それらの活動を通して、地域コミュニティの拠点である学校を活性化し地域を元気にする。

(3) 特別支援教育の充実

① 就学前からの切れ目のない支援体制の構築

就学前から社会参加に至る切れ目のない支援体制を整えるため、保護者に対して子どもの実態に応じた支援について就学相談を実施し、指導助言する。

また、個に応じたきめ細かな指導と支援体制の充実を図るため、配慮や支援が必要な児童・生徒について「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の活用を一層推進させる。

② 障がい等のある児童・生徒への適切な教育を行うための教育環境の整備

特別な支援や配慮が必要な児童に対し、スクールサポーターを配置し、自立に向けた学習支援や生活支援を行う。また、インクルーシブ教育システムの理念の下、交流等を通して、障がいの有無に関わらず、共に学び共に活躍することができる環境づくりを目指す。

③ 特別支援教育の研修などを通じた教職員の指導力の向上

学校が校長のリーダーシップのもと、全教職員の共通理解を図るとともに、特別支援教育コーディネーターを核とした校内支援体制の整備・充実に努めることができるよう、研修の企画実施に努める。

④ 福祉部局等関係機関との情報共有、連携強化

障がいのある児童・生徒について、可能性を最大限に伸ばす指導支援の方法について保護者とともに考える。必要に応じて、子育て健康課及び福祉課等の関係機関と連携しながら適切な教育支援に繋げる。

(4) 東桜学館との連携した教育の充実

① 情報の共有と交流の推進

相互にプラスの波及効果がさらにもたらされるように、情報交換の場を充実していく。また、「東根市の子どもの安全」という点で同じ認識をもち、情報交換を密にする。

また、スマイルサミットや算数・数学チャレンジカップなどでの交流等を継続し、子どもの興味・関心を後押しするための取り組みについて連携を深めていく。

3 食育の充実

(1) 食育教育の実践と学校給食の充実

① 望ましい食習慣と豊かな人間関係を育む給食指導の充実

「東根市食育推進計画」及び「東根市学校給食センター食育年間計画」を基に、学校と連携し、給食の時間や各教科の学習において、各学年に応じた食に関する指導の充実に努める。

自然の恵みと食材の「いのち」をいただくことへの感謝、食事を作ってくれる人に対する感謝の気持ちをもち、食材の産地、地域や暮らしとのつながりなどの話題に触れながら、食生活の基礎となる食事の準備と後片付け等の習慣を育むよう支援する。

② バイキング給食の実施による食育指導の充実

自らの健康を自ら考える自己管理能力やマナーを培うため、小学校6年生並びに中学校3年生を対象にバイキング給食実施に取り組む。

③ 児童生徒作成による献立の給食実施を通じた食育指導の充実

給食への関心と楽しみをより高めるため、テーマに基づき栄養バランスを考えて児童・生徒が作成した献立による給食を月1回程度実施する。

④ 地元産食材の積極的活用による学校給食の推進

「東根市食育・地産地消推進計画」をもとに、学校給食への地場産物活用を通して、地域の食文化、食に関わる産業、自然の恵みなどに対する児童・生徒の関心と理解を深める。

また、関係機関と連携・協力し、地元産食材を活用した給食内容の充実に努める。

⑤ たくましく生きる力や心を育む学校給食の推進

食に感謝し、食を気づかい、食を楽しみ、食を学び伝えることを通して、自己責任による健康づくりの大切さと食べ物を無駄にしないことなど、健康で豊かな心を育むよう支援する。あわせて平成30年7月に改正された学校給食実施基準に基づく必要な栄養素を満たし、かつバランスが取れた、安全安心でおいしい給食の提供に取り組む。

⑥ 食への理解を深める広報、研修会等の開催

郷土料理や行事食について紹介し、食材の地産地消、地域の食材や生産活動と食文化伝承の大切さを理解させるとともに、生産者との交流推進を支援する。

⑦ 家庭との連携による望ましい食生活の推進

食と健康との関係、食材の安全性、衛生的な食環境、生活のリズムなどについて、栄養教諭等による各校・各学年に応じた食育指導を実施する。

また、学校等の要望に応じて、保護者等を対象とした食育講話を実施する。

⑧ランチタイムを通じた理解の推進

給食センターで開設している「学校給食ランチタイム」（試食会）を通して、学校給食の内容について市民の関心と理解を深める。

給食センターの施設見学の受け入れを通して、衛生管理の徹底による安全安心な学校給食への理解を深める。

また、市報や市のホームページ、家庭配布用献立表等を積極的に利用し、広報活動の充実を図る。

(2) 学校給食の安全管理

①衛生管理の徹底及び学校給食の安全性の確保

安全安心な学校給食を提供するために、「大量調理施設衛生管理マニュアル」や「学校給食衛生管理の基準」等に基づいた調理運営等を行う。

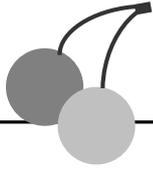
食中毒や異物混入防止のために、委託事業者や納入業者への指導体制を徹底し、学校との情報の共有と連携を緊密にして、安全性の確保に努める。

不必要な食品添加物が添加された食品並びに遺伝子組換え食品の使用は控え、納入業者へ生産（出荷）証明書、冷凍・加工食品については、原料組成表・成分表の添付を義務付けし、食材の安全を確保する。

調理過程においては、食材の品質や異物が混入していないか等入念な確認と十分な洗浄作業及び加熱処理を行うとともに、調理後の定期的な放射性物質検査を実施し、学校給食の安心感の向上と安全性を確保する。

②食物アレルギーへの対応

食物アレルギーへの対応として、市内全児童・生徒を対象とした4品目（乳製品、鶏卵、そば、落花生）に対するアレルギー除去食（代替食）の提供確認を、保護者に対して毎年度実施する。また、該当する児童・生徒に除去食（代替食）を確実に提供するとともに、学校や担任、児童・生徒等への周知徹底を図り、誤食の防止に努める。さらに、アナフィラキシーショック等、万が一の場合に対応できる校内体制について、情報の共有も含め支援する。



施設課の基本方針と施策

I 基本方針

学校施設は、子供たちにとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、学校教育活動を行う上において安全・安心な場であることが基本的条件となる。更に、災害発生時には地域住民の避難場所等防災拠点となることから、地域にとっても重要な役割を担っており、常に安全、安心な施設であることが求められている。

また、市内の小学校は、築後40年程度経過した施設が多く、老朽化が進んでいる状況にあり、さらに老朽化は構造体だけではなく設備などの機能面にも表れているほか、省エネルギー化など環境面などの課題もある。

これらを踏まえ、適正な維持管理及び計画的な改修整備、増改築等を推進し、充実した教育活動を十分に展開できるよう、より安全にかつ防災・防犯上の性能を高めるほか、新しい時代にふさわしい創造性を育む教育ICT環境を整えた快適な学校施設となるよう努める。

また、インクルーシブ教育の理念に基づき、必要に応じて障がいのある児童・生徒が十分に教育を受けるための基礎となる環境整備を進めるほか、地域に開かれた学校として、生涯にわたる学習、文化、スポーツの活動の場としても利活用できるよう施設の充実を図る。

社会教育・体育施設については、生涯学習活動の拠点施設と位置づけ、市民がより利用しやすい施設となるよう計画的な整備・維持管理を実施し機能の充実を図る。

II 施策

1 教育環境の整備

(1) 学校教育施設の整備

① 校舎等の計画的な整備による良好な学習環境の確保

ア 神町小学校移転改築事業

神町小学校の老朽化が進んでいることから、移転改築を行う。

令和元年～2年度：移転工事、周辺道路整備

令和2年11月：校舎・屋内運動場完成

令和2年12月：引越

令和3年1月：入校式（3学期始業式時の予定）

令和3年3月：グラウンド、駐車場完成

令和3年度：既存校舎解体工事

イ 仮設校舎リース事業

東根中部小学校及び神町中学校の仮設校舎について、東根市学校施設長寿命化計画による今後の児童生徒数の予測に基づき、リース延長の可否及び増築に向けた検討を進める。

② 高度情報化社会に対応する施設設備の整備

ア GIGAスクール整備事業

教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用を図るため、児童生徒向け端末の整備に係る高速大容量の学校内通信ネットワークの整備を図る。

③ 施設設備の計画的な維持修繕

ア 学校施設長寿命化改良事業

東根市学校施設長寿命化計画に基づき、これまでの対処療法的な維持管理から、各学校施設の改修や、増改築、設備の更新、環境や共生社会への配慮等を踏まえた予防保全的な維持管理へ転換し、建物の機能や設備を常に良好な状態に保つとともにトータルコストの縮減及び予算の平準化を図る。

イ 学校施設の維持管理事業

教育施設、設備の維持管理については、学校における日常の点検を強化するとともに、専門業者への業務委託を行い適正な維持管理に努める。

学校における日常点検と建物や設備の法定点検の結果をもとに、施設及び設備の不具合や劣化状況を適切に把握し計画的に改修するとともに、安全確保のため緊急に修繕が必要な場合はすみやかに対応する。

校地内における樹木や植栽について、定期的な整枝・剪定等の整備を行い、屋外教育環境の充実を図る。

④ 学校安全管理対策の充実

学校施設の安全管理の充実が求められていることから、危機管理体制を強化するために、校内非常放送設備・防犯カメラ・玄関のオートロック化などの整備・更新を計画的に推進する。

(2) 社会教育・体育施設の整備

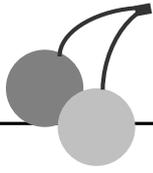
① 生涯学習施設の整備

生涯学習の拠点となっている各地区公民館の経年劣化に対応していくために共生のまちづくりの視点における適正な維持管理を実施する。また、既設の社会体育施設についても老朽化に対応する必要があることから、「東根市スポーツ推進計画」に基づき、計画的な整備を実施する。

また、今後の計画的な維持管理に資するため、「東根市社会教育施設等長寿命化計画」の策定に取り組む。

② 芸術文化施設の整備

平成29～30年度の2カ年計画で、リノベーション事業実施した「東の杜」を、伝統文化を継承しながら、賑わいのある交流拠点施設とするため、共生社会に対応した身体障がい者用駐車場を整備する。



生涯学習課の基本方針と施策

I 基本方針

市民一人一人がさまざまなことを学び、仲間と交流を深め、生きがいを持つことは、元気なまちをつくる基本であり、生涯を通じた学びの充実が求められている。また、東根創生の最重要課題である「教育力の充実」と「人づくり」を推進するため、生涯学習の果たす役割は今後ますます大きくなる。

教育によって人が育まれ、そこで育った人がまちをつくるという好循環型の社会を目指し、教育によるまちづくりをより一層推進する。

様々な知識を得る学習、精神的な豊かさを求める学習、心身ともに健康に過ごすための学習など、幅広い年代の多様なニーズを踏まえ、学びによって知識を深める活動、芸術・文化に触れる活動、スポーツを楽しむ活動などを推進し、心身ともに健康で市民の心の豊かさを高める生涯学習活動の充実を図る。

また、文化財や地域に根ざした独自の文化を適切に保護及び継承し、これらの歴史的価値の高い資源を活用した風格のあるまちづくりを推進する。

こうした基本的な考え方のもとに、だれもが楽しく参加することができる生涯学習社会の構築を目指すものである。

II 施策

1 生涯学習の充実

(1) 地域に根ざした生涯学習活動の推進

- ① 多様化する学習ニーズへの対応
 - ・東根市民立大学「タントまなべ学園」の充実による学習機会の提供
- ② 幼児期から高齢期までのライフステージに応じた学習活動の推進
 - ・各地域公民館における、家庭教育・青少年・成人・女性・高齢者等、各種講座の実施による学習機会の提供
- ③ 子どもの豊かな人間形成に向けた家庭教育講座等の充実
 - ・すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、学習機会と情報の提供を行い、学校、地域、家庭のつながりで育てる家庭教育を推進する。
 - ・世代間交流の充実
- ④ 自主的生涯学習活動への支援
 - ・生涯学習フェスティバルや各地区文化祭等において、活動の成果発表の場を提供することにより、生涯学習活動に係る機運の醸成を図る。
- ⑤ 大学など各種教育機関との連携による学習活動の推進
- ⑥ 学校、家庭、地域との連携による生涯学習の推進
 - ・放課後子ども教室の推進
- ⑦ 中央公民館と地域公民館の連携による学習内容の充実強化

- ⑧ **地域住民による主体的な公民館活動の充実と強化**
 - ・交流会や意見交換会等の実施により、地域におけるリーダー等との人的ネットワークを強化するとともに、公民館機能の強化を図る。
- ⑨ **まなびあテラスを活用した生涯学習の推進**
 - ・図書館、美術館、市民活動支援センターの充実したサービスの提供
 - ・利用促進に向けた取り組み強化と新規利用者の誘導
 - ・ワークショップの充実
 - ・市子ども読書活動推進計画の推進
- ⑩ **地域公民館等における地域特性を活かした事業の推進**
 - ・地域づくり活動推進事業及び地域づくり活動活性化事業等の実施により、地域活動を支援し、より一層の地域力の向上と地域コミュニケーションづくりを促進する。

(2) 生涯学習推進のための環境整備

- ① **集会施設等施設整備費補助制度の周知**
 - ・各地区集会施設等が地域の生涯学習活動の拠点としての機能を発揮できるよう、地域による施設整備を支援する。
- ② **地域公民館の計画的な改築と修繕**
- ③ **社会教育施設等長寿命化計画の策定**
 - ・公民館等の社会教育施設、市民体育館等の社会体育施設の共生社会への対応、並びに長寿命化を図っていくため、社会教育施設等長寿命化計画を策定する。

(3) 青少年の健全育成

- ① **将来の担い手となる若者定着に向けた取組みの推進**
 - ・（公財）東根育英会奨学金制度運用に関する支援と奨学金返還支援制度の充実を図る。
- ② **未来を拓く高校生応援事業の推進**
 - ・市の将来を担う高校生の自主的な活動を支援し、人材育成を図る。
- ③ **青少年育成関係団体との連携による活動充実**
 - ・学校、家庭、地域の連携を強め、青少年への声かけ運動や街頭指導、インターネットの安心・安全な利用の促進など青少年健全育成に係る活動を展開していく。
 - ・計画的な学習会や研修会の実施により、青少年育成市民会議、青少年補導センター、市子どもクラブ育成連絡協議会等の組織力の強化を図るとともに、交流会等を開催し情報共有化の推進を図る。
 - ・青少年健全育成に関する学習機会の充実
- ④ **友好都市間の青少年交流の推進**
 - ・東根市と中央区のお互いの子どもたちの交歓をとおし、地域理解と認識を深める。

2 芸術文化の振興

(1) 多様な芸術文化活動の推進

- ① 芸術文化団体やサークルなどの育成
 - ・東根市芸術文化協会や関連団体、サークル等との連携強化と自主的活動への支援強化
- ② まなびあテラスを活用した作品展示・鑑賞・創作などの芸術文化活動の充実
 - ・市民ギャラリーにおける市民作品展示利用の促進
 - ・魅力ある展覧会の開催による芸術作品鑑賞機会の提供
 - ・アトリエ等での創作活動の推進
 - ・地元出身芸術家、作家の作品展示
 - ・スクールバスを活用した児童生徒の鑑賞機会の促進
- ③ 芸術文化イベントの充実
 - ・本市を代表する文化的イベントである「東根市総合文化祭」や「大ケヤキ全国書道絵画展」のさらなる充実を図る。
- ④ 芸術文化を鑑賞する機会の充実
 - ・中学生を対象にした映画鑑賞助成事業により文化鑑賞の機会を創出し、本市の次世代を担う若年層の文化振興を図る。
- ⑤ 東の杜を活用した各種事業の推進
 - ・かつての酒蔵を利活用し、和の佇まいを再現した東の杜が、歴史と和の文化を感じられるまなびの場、伝統文化の保存・継承の場、地域資源を活かした交流の場として賑わいを創出する施設となるため、指定管理者と協議を重ねながら、施設機能が十分発揮できるよう運営に努める。
- ⑥ 文化事業やイベントに関する情報の収集と提供
- ⑦ 文化大会出場などに対する激励金交付による活動支援

3 スポーツの振興

(1) 生涯スポーツの推進

- ① 学校、地域、競技団体などとの連携による生涯スポーツの普及促進
- ② 市民ニーズを踏まえた各種スポーツ教室の充実と健康づくりの推進
 - ・総合型地域スポーツクラブ「マイ・スポーツひがしね」と関係機関や団体との連携を強化し、スポーツ教室等の拡大・充実を図る。
- ③ スポーツ推進委員の活用と交流などによる指導体制の充実
 - ・スポーツ推進委員等の指導者の資質向上
 - ・（公財）東根市スポーツ協会等の関係機関や団体間の連携を強化し、その人的ネットワークを形成し、人材の確保・育成を図る。
- ④ スポーツを通じた交流の促進
 - ・友好都市である中央区や東松島市と実施している子どもスポーツ交流の充実
- ⑤ 高いレベルのスポーツに触れる機会の拡充
 - ・「モンテディオ山形」の公式ゲームを応援する「市町村応援デー」や「パブリック・ビューイング」等を通して、市民が一流のプレーに触れる機会を創出するとともに、スポーツに対する意識の啓発を図る。

- ⑥ 総合型地域スポーツクラブの育成
 - ・さまざまなスポーツの普及促進のため、（公財）東根市スポーツ協会が運営する総合型地域スポーツクラブ「マイ・スポーツひがしね」の安定した運営に向けて連携を強化する。
- ⑦ 「東根市スポーツ推進計画」に基づくスポーツの振興

(2) 競技スポーツの振興

- ① 指導者研修の充実などによる指導力強化
 - ・「東北楽天ゴールデンイーグルス」による野球教室の開催をはじめとする一流指導者招致による講習会、教室等の開催に対する支援
- ② 上位大会出場に対する激励金交付による優秀選手、スポーツ少年団等への支援
- ③ 大規模な各種スポーツ大会の誘致と開催支援
- ④ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会ホストタウン事業の推進・支援
- ⑤ 日本体育大学との協定に基づく各種事業の推進
 - ・日本体育大学と締結した『スポーツ・健康づくり推進に関する協定』に基づき、スポーツに関する専門的な知見を有する同大学との連携事業を展開し、市民のスポーツ推進・向上を図る。

(3) スポーツ施設の整備と施設の利用拡大

- ① 老朽化した体育施設の計画的改修と整備の検討
 - ・「東根市スポーツ推進計画」及び今後策定予定の「社会教育施設等長寿命化計画」に基づき、既存スポーツ施設・設備等を計画的に整備する。
- ② スポーツ施設を活用した各種事業の推進
- ③ 学校体育施設の有効利用
- ④ (仮称)大森山公園クロスカントリーコースの整備
 - ・ウォーキングやランニングのトレーニング効果の高いクロスカントリーコースの整備に向けて、整備を担当する都市整備課と連携して協議を進める。

4 文化財、伝統芸能、伝承文化の保護継承

(1) 文化財の保護と活用

- ① 国、県、市指定有形文化財の保護活動の推進
 - ・国指定特別天然記念物である「東根の大ケヤキ」について、薬剤や活性剤の散布、枯枝伐採等を通して、計画的かつ適切な維持管理を行う。
- ② 継承活動に対する支援
- ③ 調査研究などによる適正な保護の推進
 - ・「イバラトミヨ生息地保存連絡協議会」を中心に、関係団体や専門家の意見を取り入れながら、地域と一体となったイバラトミヨの保全活動を推進する。

(2) 伝統芸能、伝承文化の保護と活用

① 市指定無形民俗文化財の伝承活動の推進

② 伝統芸能、伝承文化をとおした交流促進

- ・「L o o k f o r 伝承文化」等、市民自らが運営する発表イベント等に対する支援の充実を図る。

教育委員会

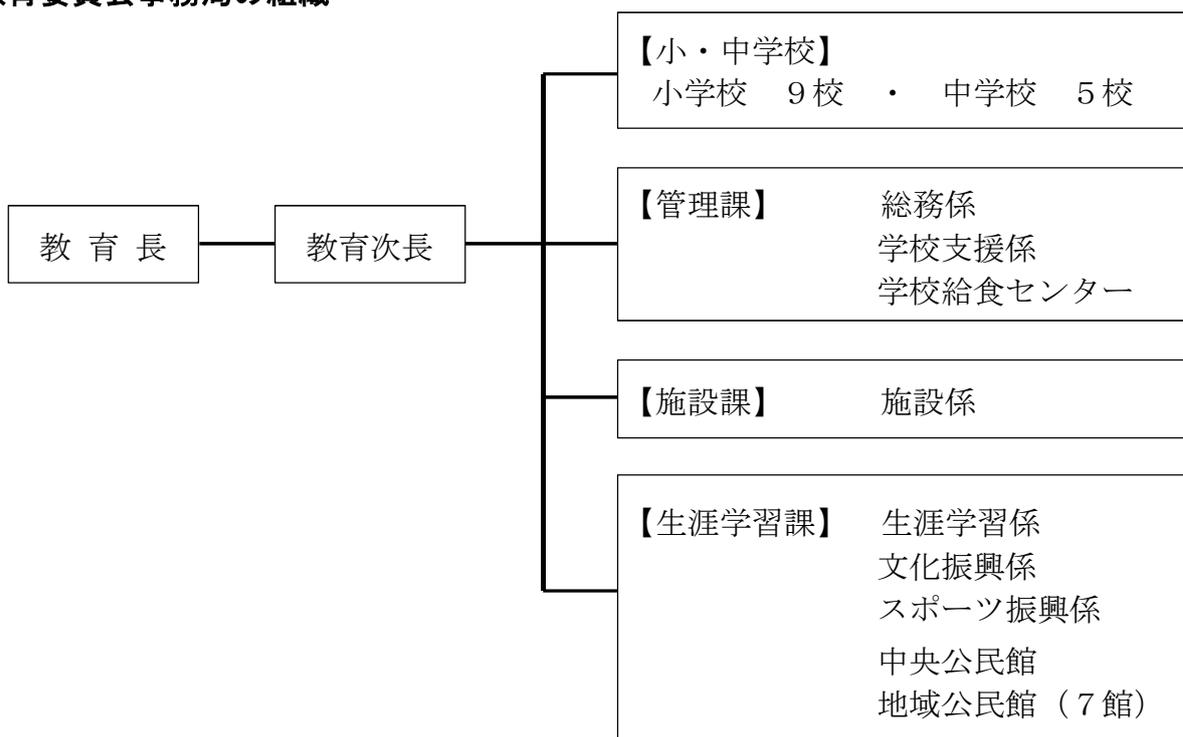
1 教育長

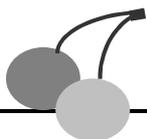
ふりがな 氏名(性別)	就任日	任期満了予定日	前職
もとき まさし 元木 正史(男)	平成29年4月1日	令和3年3月31日	公立小学校長

2 委員

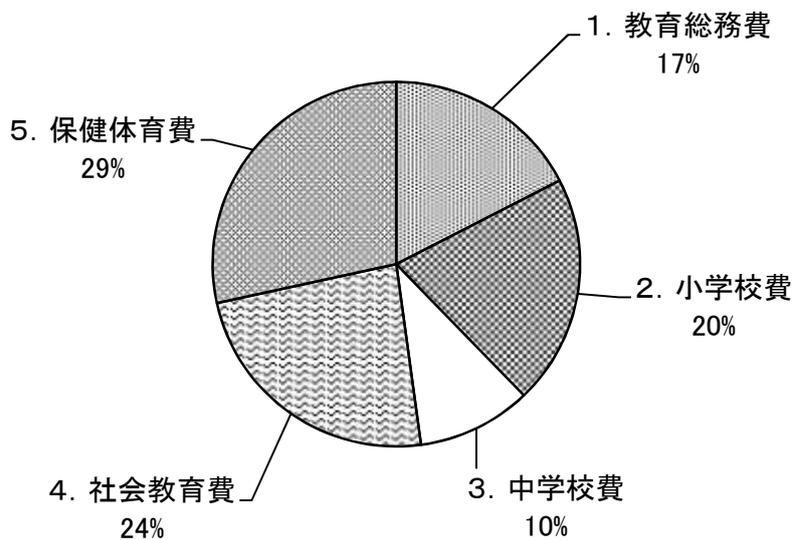
ふりがな 氏名(性別)	就任日	任期満了予定日	職業 (無職の場合は前職)
あかぎ ゆういち 赤木 雄一(男) <教育長職務代理者>	平成27年4月1日	令和4年3月31日	無職 (公立小学校長)
ふくなが いくこ 福永 郁子(女)	平成29年12月10日	令和3年3月31日	無職 (公立中学校養護教諭)
きたむら ようこ 北村 陽子(女)	平成31年4月1日	令和5年3月31日	農業
きくち ひとし 菊地 仁士(男)	令和2年4月1日	令和6年3月31日	自営業

3 教育委員会事務局の組織





1 令和2年度教育費予算



(単位:千円)

項 目		予 算 額	前年度比較
教 育 費	1. 教育総務費	390,449	▲ 53,439
	2. 小学校費	456,449	▲ 1,189,894
	3. 中学校費	225,627	▲ 87,920
	4. 社会教育費	531,463	12,307
	5. 保健体育費	637,132	26,352
合 計		2,241,120	▲ 1,292,594

2 児童生徒数の現況と推移

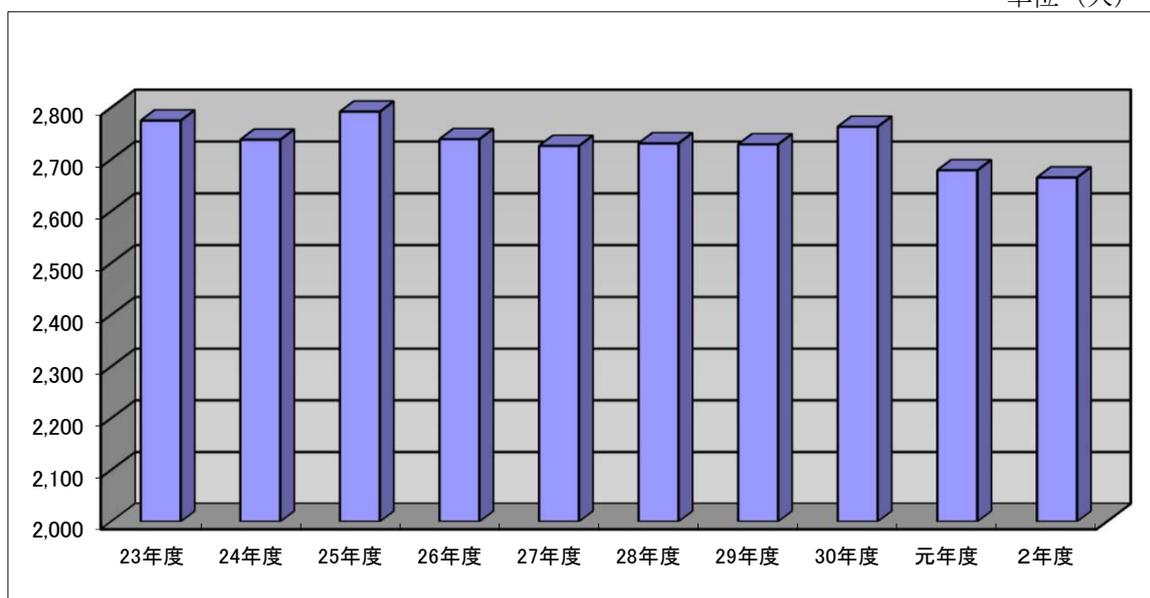
小学校児童数(令和2年3月23日現在見込み)

単位(人)

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
東根小学校	85	69	80	74	89	71	468
神町小学校	60	49	45	75	55	59	343
東郷小学校	18	14	19	17	10	18	96
高崎小学校	10	5	10	14	14	10	63
大富小学校	36	44	41	36	34	37	228
小田島小学校	34	36	29	27	21	27	174
長瀬小学校	9	12	19	19	9	17	85
東根中部小学校	86	71	75	89	86	85	492
大森小学校	116	111	121	123	137	108	716
合計	454	411	439	474	455	432	2,665

小学校児童数の10年間の推移(基準日4月1日)

単位(人)



年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
児童数	2,775	2,738	2,792	2,739	2,726	2,731	2,729	2,763	2,679	2,665
学級数	121	122	125	122	123	119	121	127	125	124
(特支学級)	(15)	(15)	(15)	(13)	(16)	(16)	(17)	(20)	(18)	(19)

* 学級数には特別支援学級を含む。

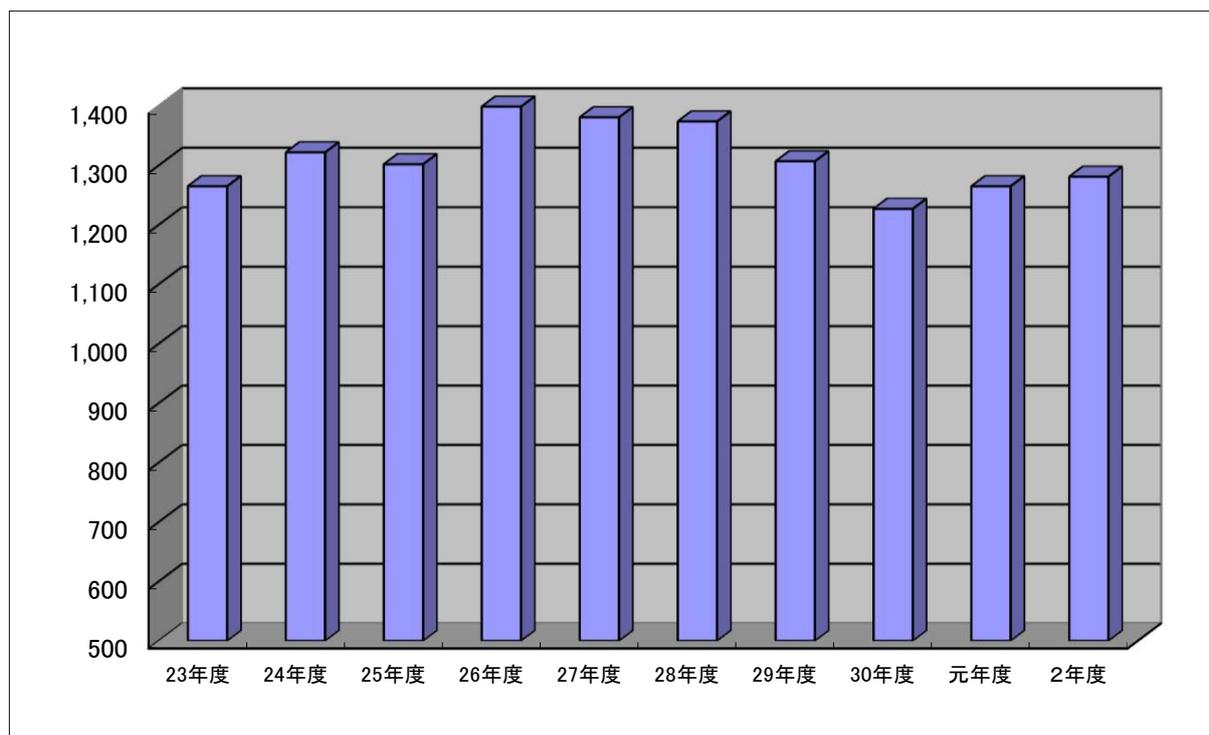
中学校生徒数(令和2年3月23日現在見込み)

単位(人)

	1年	2年	3年	合計
第一中学校	169	176	136	481
第二中学校	41	33	39	113
第三中学校	30	29	24	83
大富中学校	47	50	37	134
神町中学校	166	161	143	470
合計	453	449	379	1,281

中学校生徒数の10年間の推移(基準日4月1日)

単位(人)



年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
生徒数	1,265	1,322	1,302	1,399	1,381	1,374	1,307	1,227	1,265	1,281
学級数	49	54	54	56	54	53	51	49	54	53
(特支学級)	(5)	(7)	(8)	(8)	(8)	(7)	(8)	(9)	(11)	(9)

* 学級数には特別支援学級を含む。

3 学校施設の設置及び概要

[小学校]

(単位：㎡)

学校名	所在地	電話番号	校地面積 (借地、その他含む)	校舎面積 (リース校舎含む)	屋内運動場面積 (地連施設含む)	プール水面積
東根小	東根市本丸南一丁目1番1号	42-1200	20,114	7,114	1,881	325+150
神町小	東根市神町東二丁目6番1号 ※令和3年1月以降 (東根市神町南三丁目2番3号)	47-0035	21,025 (27,751)	5,409 (6,969)	1,181 (1,370)	325+90 (300+90)
東郷小	東根市大字泉郷乙1922番地	44-2224	15,095	3,474	856	325
高崎小	東根市大字観音寺2162番地	44-2320	16,195	2,091	1,020	375+72
大富小	東根市大字羽入841番地	47-0404	19,969	3,454	1,015	375+72
小田島小	東根市大字郡山411番地の1	43-4449	18,777	2,586	1,029	375+72
長瀬小	東根市大字長瀬188番地の1	42-0321	21,932	2,956	921	375+72
東根中部小	東根市中央二丁目5番1号	43-8000	39,890	6,425	1,480	425+90
大森小	東根市神町北二丁目1番1号	48-3500	25,214	7,055	1,372	325+90
計			177,186	35,155	9,574	3,933

[中学校]

(単位：㎡)

学校名	所在地	電話番号	校地面積 (借地、その他含む)	校舎面積 (リース校舎含む)	屋内運動場面積 (地連施設含む)	プール水面積
第一中	東根市鷺の宿一丁目1番1号	42-0114	57,662	6,884	2,023	850
第二中	東根市大字蟹沢950番地の15	42-0343	35,541	4,163	1,782	425
第三中	東根市大字泉郷乙1922番地	44-2120	38,105	3,798	1,829	425
大富中	東根市柏原三丁目1番1号	47-0409	46,241	3,028	1,503	325
神町中	東根市神町北五丁目11番1号	48-3375	35,000	5,998	1,493	425
計			212,549	23,871	8,630	2,450

4 学校施設の整備状況

[小学校]

	東根小	神町小	東郷小	高崎小	大富小	小田島小	長瀬小	東根 中部小	大森小
平成4年度 以前	校(48) 校舎増 (59) 体(49) プ(49)	校(49) 体(49) プ(54)	プ(46) 校(52) 体(53) 校舎増 (61)	体(30) 校(53) プ(61)	校(56) 体(58) プ(59)	校(52) 体(56) プ(58)	校(54) 体(56) プ(60)		
5						校舎増			
6									
7									
8			プ						
9								校	
10								プ	
11									
12									
13									
14									
15			プ						
16				体					
17		校舎借						校舎借	
18									
19									
20									
21	耐ト								
22	耐プト		プ						
23		耐プ						体(改築) 校舎借	開校
24									
25				耐		耐プ			
26			耐プ		耐		耐		
27						天	天		
28	天			ト	プ			天 校舎借	
29		ト	ト			トプ	ト		
30				プ	ト			ト	
令和元年度	空	移転改築 空(レンタル)	空プ	空	空	空	空	空	空
2		移転改築							
3		既存校舎 解体							

※年度は各主要等の最終完成年度(複数年工期あり)を示す。 [校→校舎、体→屋内運動場、武→武道館、プ→プール、グ→グラウンド、借→賃貸借]

※平成31年度以降は予定。

※「耐」は耐震補強工事、「天」は天井落下防止工事、「ト」はトイレ洋式化工事、「空」は空調設備設置工事

[中学校]

	第一中	第二中	第三中	大富中	神町中
平成4年度 以前				プ(48) 校(58) 体(60)	
5					校体武プグ
6	校体武プグ				
7					
8	グ				
9					
10					
11		校体武プグ			
12		プ			
13	グ		校体武プグ		
14			プ		
15					
16					
17					
18	グ				
19					
20					
21					
22					
23	グ				
24					校舎借
25	空	空	空	空	空
26					グ
27	天	天	天		天
28	天グ			天プ	天
29					校舎借
30				武ト	
令和元年度	ト	ト	ト		ト
2					
3	グ				

※年度は各主要等の最終完成年度(複数年工期あり)を示す。 [校→校舎、体→屋内運動場、武→武道館、プ→プール、グ→グラウンド、借→賃貸借]

※平成31年度以降は予定。

※「耐」は耐震補強工事、「天」は天井落下防止工事、「ト」はトイレ洋式化工事、「空」は空調設備設置工事

5 社会教育・社会体育施設

[社会教育施設]

(令和2年4月1日現在)

施設名	所在地	建設年次	敷地面積㎡	建物構造	電話番号
				延床面積㎡	
東根公民館	東根市本町6番1号	平成24年 3月	4,746.05	鉄骨造2階建 1,256.22	42-0107
東郷公民館	東根市大字野川1184番地の1	平成2年 12月	5,800.00	鉄筋コンクリート造2階建 781.70	44-2223
高崎公民館	東根市大字観音寺2167番地の2	平成3年 3月	2,036.58	鉄筋コンクリート造2階建 716.59	44-2530
神町公民館	東根市神町東四丁目4番8号	平成28年 3月	2,884.21	鉄筋コンクリート造2階建 1,215.98	47-0149
大富公民館	東根市大字羽入723番地	昭和61年 9月	3,796.34	鉄骨造2階建 777.05	47-0401
小田島公民館	東根市大字郡山672番地	昭和58年 9月	2,989.72	鉄骨造2階建 790.46	43-4450
長瀬公民館	東根市大字長瀬1259番地	昭和58年 3月	5,855.00	鉄骨造2階建 755.98	42-0301
東の杜	東根市本丸東3番1号	平成31年 3月	5,332.20	木造、土蔵、レンガ造等、一部2階建 1,182.31	48-7211
まなびあテラス	東根市中央南一丁目7番3号	平成28年 7月	22,490.98 (都市公園含む)	鉄骨造、一部RC造2階建 4,401.18	53-0223

[社会体育施設]

(令和2年4月1日現在)

施設名	建設年次・所在地	規模・施設内容
東根市大森緑地公園 野球場	昭和53年6月 東根市大字東根元東根字大森5531番地 大森緑地公園地内	面積 10,000㎡ センター 100m
東根市大森緑地公園 テニスコート	昭和54年5月 東根市大字東根元東根字大森5531番地 大森緑地公園地内	面積 2,062.2㎡ コート 3面
東根市 クレー射撃場	昭和55年11月 東根市大字東根元東根字袖の沢山9637	面積 48,500㎡ スキート 2面 ライフル 1面 トラップ 1面
東根市民体育館	昭和60年11月 東根市大字東根乙1119番地の1	建築面積 5,981.74㎡ アリーナ 1,978.00㎡ 幼児高齢者体育室 408㎡ トレーニングルーム 408㎡ 研修室 103㎡ 更衣室(男女) 40㎡ 幼児室 25㎡
東根市 屋内多目的コート	平成3年12月 東根市温泉町一丁目18番地3	面積 1,313.48㎡ ゲートボールコート 2面 テニスコート 1面 ミーティングルーム 更衣室
東根市大森山公園 大森パーク テニスコート	平成7年10月 5面 平成8年10月 5面→7面 照明設備3面 平成9年8月 照明設備3面→7面 平成10年10月 センターコート 東根市大字東根元原方字大森北388番地	面積 8,570㎡ テニスコート 7面 センターコート 1面
東根市 大森緑地公園弓道場	平成23年10月 東根市大字東根元東根字大森5531番地 大森緑地公園地内	面積 1,087.8㎡ 射場 79.11㎡ 的場 25.18㎡
東根市 中央運動公園	平成28年3月 体育館、野球場、多目的運動広場 平成28年6月 プール 東根市中央西1番1号	敷地面積 31,827.47㎡ 体育館 アリーナ 1,426㎡ トレーニングルームB(1F) 267.37㎡ トレーニングルームA(1F) 215.62㎡ ミーティングルーム(2F) 48.75㎡ 雨天練習場(1F) 445.62㎡ プール 競泳用25m×4コース、 レジャー用、幼児用 野球場 面積 6,879.00㎡ 少年用 センター 88.40m 多目的運動広場 面積 8,970㎡ 人工芝 115m×78m

6 事務事業の概要（管理課）

（単位：円）

事務事業名	内 容	予 算 額	
		令和元年度	令和2年度
教育委員会関係			
①教育委員会会議の開催	概ね毎月開催		
②学校及び公民館の訪問指導	各学校を訪問し、施設設備の状況や学習の状況を視察し、教職員等との懇談を通して指導助言を行い、学校等の経営の充実促進を図る。 6月23日（火）高崎小、高崎公、東郷公 11月5日（木）東郷小、三中、中央運動公園 11月11日（水）大富中、小田島公、大富公		
③教育委員研修	県、北村山ブロックの会議・研修会に参加し、情報交換等を通し、資質の向上を図る。		
幼児教育振興関係			
①就学時健康診断事業	小学校就学予定者に、あらかじめ健康診断や知能検査を行い、就学予定者の心身の状況を把握し、治療や保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての相談・指導を行う。	840,000	838,000
②子育てのための施設等利用給付事業 （幼児教育・保育の無償化：令和元年10月～）	私立幼稚園（子ども子育て新制度未移行園に限る）の保育料について、月額25,700円を上限に、所得等の要件を設けずに、給付費を支払う。（国制度） 保育の必要性が認められた場合、私立幼稚園（子ども子育て新制度未移行園に限る）における預かり保育料について、月額11,300円を上限に、所得等の要件を設けずに、給付費を支払う。（国制度） 一定の所得以下の世帯および第3子以降の児童（兄弟の年齢制限あり）がいる世帯について、月額4,500円を上限に、副食費の給付を行う。（国制度） 少子化対策として、国制度の対象外となる第3子以降の児童（兄弟の年齢制限なし）がいる世帯について、月額4,500円を上限に、副食費の給付を行う。（市単独）	60,909,000 （令和元年度は半年分） 8,136,000 （令和元年度は半年分） 2,430,000 （令和元年度は半年分） 1,080,000 （令和元年度は半年分）	123,360,000 14,400,000 4,860,000 2,160,000

(単位：円)

事務事業名	内 容	予 算 額	
		令和元年度	令和2年度
学校管理関係			
①スクールバス 運行及び利活用 事業	遠距離通学（東郷小学校）や小規模特認校通学（高崎小学校）の児童の通学時間の短縮と安全な通学を図るため、スクールバスを運行する。 また学校における課外学習の円滑な推進を図るため、スクールバスの空き時間を有効に利用する。（特色ある学校経営事業）	通学支援 4,775,000 利活用 937,000	通学支援 5,222,000 利活用 937,000
②児童生徒災害 共済事業	学校管理下における児童生徒に災害等が発生した場合、災害共済金の給付を行うため「日本スポーツ振興センター災害共済事業」に加入する。	3,736,000	3,785,000
③学校災害賠償 保険事業	学校施設の欠陥、管理上の過失又は教職員の指導監督上の過失により、学校管理下にある児童生徒並びに保護者等第三者に身体の障害、財産の損壊が発生し、賠償責任が生じた場合に対応するため、賠償責任保険に加入する。	458,000	473,000
④学校保健管理 事業	児童・生徒及び教職員の健康診断、並びに教職員のストレスチェックを実施するとともに、学校医の保健指導により健康管理を図る。	20,570,000	20,849,000
学校教育振興関係			
①特色ある学校 経営事業	各校の特色ある教育活動と充実した学校経営のための学校評価、学校評議員制等にかかる経費など、必要な費用を校長裁量で執行できる均等割・人数割配分に加え、事業提案による重点事業枠を設けて、特色ある学校づくりに対する支援を行う。 また、東京五輪・パラリンピックに関連した教育活動への支援を行う。	4,784,000	4,784,000
②小規模特認校 事業	高崎小学校をモデル校とした小規模特認校制度の導入により、高崎小学校を活性化して高崎地区の振興を図る。	4,183,000	5,815,000
③学力向上支援員 設置事業	学習を支援する人材を学校に配置することにより、小中学校における基礎学力の向上を図る。	28,326,000	31,317,000
④教育支援専門員 設置事業	教育支援専門員を配置し、市内各小中学校における教育指導上の課題解決や支援に向け、地域における人材を活用した支援体制の在り方や具体的な支援方を検討する。	5,046,000	5,624,000
⑤学校保健会推進 事業	学校保健の振興を図り、児童生徒並びに教職員の健康増進と体位の向上を期すために、東根市学校保健会を設置し、各種事業を推進する。	350,000	350,000

(単位：円)

事務事業名	内 容	予 算 額	
		令和元年度	令和2年度
⑥理科教育センター運営事業	理科教育にかかわる教員の指導法研修を行い、理科教育の振興を図る。	161,000	170,000
⑦アイジー基金運営事業	基金の利子等を運用し、産業教育及び科学教育の振興を図る。 (アイデア工作展の開催・東根少年少女発明クラブ事業の運営)	1,000,000	1,000,000
⑧語学指導事業	外国語指導助手の配置を行い、英語授業の補助指導により、語学力の向上と国際理解の促進を図る。小学校英語教科化を見据え、平成30年8月よりALT7名体制としているほか、中学2・3年生を対象とした英検受験支援を行い、英語教育の充実を図る。	37,490,000	39,509,000
⑨教育研究委嘱支援事業	教職員の教育課程の研修及び小中連携を踏まえた研究の推進活動に対し支援を行う。 令和2年度からは、各校の手上げ方式による委嘱研究を始める。	450,000	450,000
⑩ICT教育推進事業	第3期教育振興基本計画の目標水準に対応した教育用コンピュータを市内各小中学校に整備し、情報化社会への対応に資する。 併せて教員1人に1台の校務用コンピュータの整備や、ICTを活用した授業の充実のための研究研修等を行う。	51,624,000	62,847,000
⑪理科教育等設備整備事業	小中学校における理科教育の振興を図るため、国庫補助を受け、理科教育教材備品を整備する。(小中学校、隔年毎)(1/2)	中学校 1,500,000 国補(750,000)	小学校 2,700,000 国補(1,350,000)
⑫小学校社会科副読本作成活用事業	3、4年生向けに、東根市の歴史や身近な地域の地理などに関する副読本を作成する(隔年作成)。令和元年度に、新学習指導要領に基づく改訂版を作成済。	1,650,000	-
⑬理・数・英チャレンジinひがしね事業	イングリッシュキャンプ、サイエンスアカデミー、算数・数学チャレンジカップなど、理数英への興味と理解を深める事業を実施する。	548,000	548,000
⑭学校版ISO推進事業	さくらんぼ環境ISOへの取り組みを推進し、循環型社会の構築に向けた意識を育て、こころ豊かな児童生徒の育成をめざす。 R1. 11. 21 14校の更新認定 (共通メニュー・特色メニューの実践)	1,169,000	1,169,000
⑮国際理解をはぐくむ学校教育推進事業	グローバル社会の急速な進展に対応し、国際交流の機運醸成を図るため、学校における国際教育活動を支援する。	1,860,000	1,860,000

(単位：円)

事務事業名	内 容	予 算 額	
		令和元年度	令和2年度
⑩大げやき授業改善プラン	先進校の調査研究を行ったり、専門的見地からのスーパーバイズや研修を実施し、教員の指導力向上に取り組むことで、子ども達の確かな学力をはぐくむ。	-	1,500,000
障がい児教育振興事業関係			
①特別支援教育 就学奨励事業	特別支援学級に就学している児童生徒の特殊事業に鑑み、必要な援助を行い、円滑な就学の普及奨励を図る。	2,527,000 国補 (1,262,000)	2,729,000 国補 (1,363,000)
②特別支援教育 推進事業	特別支援学級及び通常学級で特に支援を必要とする発達障がい児童生徒（LD、ADHD、自閉症、高機能自閉症等）の支援体制を整える。 ・スクールサポーターの配置校（9校18名） 東根小学校、神町小学校、東郷小学校、高崎小学校 大富小学校、小田島小学校、長瀬小学校 東根中部小学校、大森小学校	29,541,000	31,667,000
要保護・準要保護事業関係			
① 就学援助事業	家庭の経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、学用品費等を支給し、当該児童の就学の援助を図る。	31,750,000	33,058,000
児童生徒指導対策関係			
①不登校児童生徒 の適応指導事業	学校と家庭の中間施設として、不登校児童生徒の教育指導、保護者に対する相談業務等を実施し、速やかな学校への復帰を図る。 ・適応指導教室（週5日の開設） 東根市白水一丁目7番21号 旧東根公民館内 080-3441-1409 ・ゆっくりいこう会（保護者相談） また、別室登校児童生徒に対して教員OBを派遣し、学習面の支援を図ることで、円滑な学級復帰につなげる。	3,079,000	3,144,000
②心の教室相談 指導員設置事業	生徒の話し相手や悩みの相談、地域と学校の橋渡し、その他の教育活動の援助を図るため、心の教室相談員を配置する。 ・心の教室相談員等の配置校	2,840,000	3,096,000

(単位：円)

事務事業名	内 容	予 算 額	
		令和元年度	令和2年度
	<p>【市費負担】10校7名 東根小学校、神町小学校、東郷小学校、高崎小学校、大富小学校、小田島小学校、長瀬小学校、大森小学校、第一中学校、神町中学校</p> <p>【県費負担】6校9名 東根中部小学校、第一中学校、第二中学校、第三中学校、大富中学校、神町中学校</p>		
④感性教育推進事業	交響楽団による音楽鑑賞を開催し、児童生徒の感性の向上を図り、情操教育の推進に資する。	1,225,000 県補(713)	1,102,000 県補(163)
学校給食センター維持管理事業			
①学校給食センター整備等事業	P F Iにより整備した施設の運営維持管理業務を一体的に委託する。	257,744,000	258,828,000
②学校給食事業	安全安心で栄養バランスのとれた学校給食を提供する。	236,696,000	253,705,000
③米飯給食応援・地産地消推進事業	食材価格の高騰等の現状や地産地消推進の観点から、栄養素の充足と保護者負担の軽減を目的として、新たに米飯食とパン食の差額相当分を市で負担する。	-	12,250,000

7 事務事業の概要（施設課）

（ 単位 円 ）

事務事業名	内 容	予算額（請負額）	
		令和元年度	令和2年度
学校施設維持関係			
①施設維持事業	<p>施設の維持修繕業務、施設設備の維持管理業務委託のほか、計画的に学校施設の改修を行う。</p> <p>[小学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東根小学校北側駐車場整備工事 15,125,000 ・東郷小学校プール改修工事 16,308,000 ・東郷小学校高圧気中開閉器改修工事 842,400 ・高崎小学校高圧気中開閉器改修工事 842,400 ・大富小学校駐車場舗装工事 7,020,000 ・小田島小学校消防設備改修工事 1,069,200 ・東根小学校高圧気中開閉器改修工事 ***** ・長瀬小学校遊具設置工事 ***** ・東根中部小学校浸透柵設置工事 ***** <p>[中学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二中学校プールポンプ改修工事 507,600 ・第二中学校高圧気中開閉器改修工事 840,240 ・大富中学校校舎屋根改修工事 27,500,000 ・大富中学校高圧気中開閉器改修工事 840,240 ・神町中学校高圧ケーブル改修工事 849,960 ・第一中学校高圧ケーブル改修工事 ***** ・第二中学校図書室エアコン改修工事 ***** ・大富中学校講堂屋根改修工事 ***** ・大富中学校キュービクル改修工事 ***** ・神町中学校プール改修工事 ***** ・神町中学校プールポンプ改修工事 ***** 		
②学校トイレリニューアル事業	<p>小中学校トイレの洋式化及びトイレ床の乾式化、プッシュ式小便器への更新工事等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一中学校便所改修工事 10,227,600 ・第二中学校便所改修工事 9,288,000 ・第三中学校便所改修工事 7,370,000 ・神町中学校便所改修工事 47,850,000 		

(単位 円)

事務事業名	内 容	予算額 (請負額)	
		令和元年度	令和2年度
③小学校空調設備設置事業	市内小学校の普通教室・特別支援教室等に冷房機を設置する。 (神町小学校はレンタル設備) ・小学校空調設備設置工事 ・小学校空調設備設置工事監理業務委託 ・神町小学校空調設備借上料	235,033,920 6,868,800 5,539,920	3,721,300
学校建設整備関係			
①大森小学校整備等事業	P F I 事業により整備した大森小学校の施設建設費及び維持管理費用 ・施設整備費 ・維持管理費	42,672,792 20,814,989	42,054,000 21,006,000
②小学校仮設校舎リース事業	・東根中部小学校仮設校舎リース事業	7,077,550	7,129,000
③中学校仮設校舎リース事業	・神町中学校仮設校舎リース事業	3,626,986	3,695,000
④神町小学校改築事業	神町小学校移転工事を実施する。 ・建築主体工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事 ・外構工事 ・グラウンド工事 ・カーテン設置工事 ・工事監理業務委託	797,904,000 114,480,000 120,096,000 ***** 9,944,000	1,233,796,000 177,020,000 185,704,000 ***** ***** ***** 14,916,000
④GIGA スクール整備事業	児童生徒1人1台端末整備のための高速大容量の通信ネットワーク整備を行う。 ・校内 LAN 整備工事 ・校内 LAN 整備工事実施設計		***** *****

(単位 円)

事務事業名	内 容	予算額 (請負額)	
		令和元年度	令和2年度
社会教育施設関係			
① 東の杜運営管理事業	東の杜の駐車場整備を行う。 ・ 駐車場整備工事 (東根小東側駐車場) ・ 公有財産購入 (東根小東側駐車場) ・ 車いす使用者用駐車場整備工事	.1,242,000 27,083,952	*****
② 社会教育施設整備事業	公民館の整備・改修を行う。 ・ 地域公民館トイレ改修工事实施設計業務委託 ・ 地域公民館トイレ改修工事 (東郷・高崎)	3,850,000	*****

8 事務事業の概要（生涯学習課）

（単位 円）

事務事業名	内 容	予 算 額	
		令和元年度	令和2年度
社会教育全般			
①社会教育施設等 長寿命化計画策 定業務委託	公民館や体育館などの社会教育施設等の共生社会への対応、並びに長寿命化を図っていくため、社会教育施設等長寿命化計画を策定する。		13,000,000
②北村山視聴覚教 育センター運営 費負担金事業	北村山広域行政事務組合負担金。視聴覚センターの健全な運営・整備を図る。	21,754,000	21,723,000
③中央区交流事業	友好都市である東京都中央区と平成元年から始まった子ども達の交流事業。小学3～4年生を募集し2年周期で相互を訪問する。 (R1年度開催地：東根市。R2年度開催地：中央区)	752,000	1,286,000
④集会施設等開設 整備事業	地域コミュニティ醸成と住民自治意識高揚のため、自治公民館の開設・改善に対し支援を行う。	6,250,000	2,300,000
⑤成人式はたちの つどい事業	成人者の代表で実行委員会を組織し、自分達のアイディアによる「はたちのつどい」を開催する。	900,000	900,000
⑥東根市民立大学 「タントまなべ 学園」事業	市民の多様な学習ニーズに対応するため、市民からなる実行委員会の企画・運営による講演会や講座を実施する。	3,600,000	3,600,000
⑦放課後子ども教 室推進事業	小学校区ごとの地域運営主体が企画・運営し、子ども達に放課後を活用した学習や体験の場を提供し、豊かな人間性を育成するとともに、地域全体の教育力向上と地域コミュニティの活性化や子ども達が安心して暮らせる環境づくりを推進する。 実施地区：東郷小学校区、長瀬小学校区	1,845,000	1,845,000
⑧山形県若者定着 奨学金返還支援 出損金事業	本県の将来の担い手となる若者の県内回帰・定着の促進と地域の中核を担うリーダー的人材を確保するため、大学生等の奨学金返還支援制度のための県基金に対し出損を行う。	8,112,000	8,112,000
⑨未来を拓く高校 生応援事業	本市の未来を担う高校生が、将来の目標を実現出来るよう、自主的に行う活動に対して必要な経費の一部を補助し、将来を担う人材を育成する。	2,008,000	2,008,000
公民館関連			
①生涯学習 推進事業	市民憲章の具現化に向け市民自らが学習できる生涯学習を推進するため地域ごとに支援を行う。	1,886,000	1,886,000

(単位 円)

事務事業名	内 容	予 算 額	
		令和元年度	令和2年度
②公民館施設 整備事業	地域拠点である公民館を市民の快適な利用に供するため、老朽化した施設の整備を行う。	13,782,000	41,846,000
③生涯学習フェス ティバル事業	生涯学習推進に向けた機運の醸成のため、各分野の生涯学習活動の成果を発表する場を提供し、生涯学習の祭典として盛大に開催する。	980,000	980,000
④地域づくり活動 推進事業	それぞれの地区で特色ある地域づくり活動や地域づくり活性化事業を展開し、より一層の地域力の向上を図るため地域ごとに支援を行う。	9,500,000	9,500,000
青少年対策関係			
①青少年対策事業	青少年育成協議会、青少年育成市民会議、青少年育成推進員、青少年補導センターの活動により、各地域組織の拡充と青少年の健全な育成を図るため、青少年育成市民大会の開催や広報活動などの事業を実施する。	2,226,000	1,955,000
文化振興関連			
①文化振興事業	市指定文化財等の保存・管理及び活用、継承活動の支援、埋蔵文化財の試掘調査や映画鑑賞助成事業等を行う。	11,278,000	8,067,000
②文化振興 推進事業	大ケヤキ全国書道絵画展などの芸術文化事業を開催し、東根文化の創造に寄与する。	4,482,000	4,182,000
③東根の大ケヤキ 環境整備事業	薬剤や活性剤の散布、枯枝伐採等を実施し、国指定特別天然記念物「東根の大ケヤキ」の保護・管理及び環境整備を行う。	3,990,000	1,490,000
④輝き躍動する 東根創造事業	民俗芸能や民俗行事の公演等を通じて、伝承文化の継承と発展を図る「L o o k f o r 伝承文化」開催を支援する。	800,000	2,000,000
⑤イバラトミヨ 環境整備事業	地域と連携を図りながら、河川内の藻刈り、個体数や水質などの調査を実施し、県指定天然記念物の羽入地区小見川水域に生息しているイバラトミヨ雄物型の保護活動を行う。	631,000	534,000
⑥公共文化施設 整備基金積立 事業	文化施設整備のための基金管理事業。	63,000	74,000
⑦まなびあテラス 運営管理事業	PFI 手法により整備したまなびあテラスの運営・管理費用。複合施設であることのメリットを活かし、それぞれの機能が他の機能の企画と関連した取り組みを行うなど、相乗効果を生み出す運営を行う。	239,186,000	241,242,000

⑧東の杜運営管理 事業	東の杜について指定管理者制度による管理・運営を行う。	60,800,000	36,277,000
体育施設関連			
①体育施設管理 事業	施設の修繕・改修のほか、備品の購入により、利用者のニーズに応じた施設整備を行う。	13,372,000	8,342,000
②体育施設等運営 管理事業	中央運動公園、市民体育館等の市内社会体育施設について、指定管理者制度による管理・運営を行う。	93,006,000	93,482,000
保健体育関連			
①保健体育 総務事業	各地域の生涯スポーツ推進役であるスポーツ推進委員の資質向上の推進、全国大会等出場者への激励金交付などを行う。また、平成30年度に日本体育大学と締結した「スポーツ・健康づくり推進に関する協定」を活用した各種事業を実施する。	6,616,000	7,179,000
②生涯スポーツ 振興事業	地域住民の生涯スポーツ振興及び学校体育施設の有効活用を図るため、学校体育施設開放に要する費用を負担する。	3,346,000	3,346,000

東根市 中学校部活動方針 概要版

1 部活動基本方針

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員との人間関係を構築したり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動です。また、生徒自身にとっても中学校生活の大きなウェイトを占め、人間形成においても大きな影響を与える大切な活動です。

生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、運動部及び文化部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で適正に実施されることを目指します。

(1) バランスのとれた心身の成長

豊かな生涯スポーツ、生涯学習を実現するための資質・能力の育成

(2) 生徒の自主的で自発的な参加による、効率的・効果的な取組

(3) 学校全体として部活動指導・運営に係る体制の構築

(4) 保護者・地域の理解を得られるための啓発

2 各中学校における部活動方針の制定

◆各校で部活動方針を作成 ⇒教職員、生徒及び保護者に周知 (⇒東根市教委に報告)

3 部活動の休養日及び活動時間

◆休養日

平 日	週当たり1日以上
土・日曜日	週当たり1日以上
休日・祝日	原則、休養日
長期休業日	連続した休養日を設定

◆活動時間

平 日	2時間程度
土・日曜日	3時間程度

◆始業前の活動

・禁止。ただし、特別な事情があり、校長が認めた場合は実施可能。

◆その他

・テスト前の部活動休止期間を定める。
・練習試合等の活動時間も上記に準じる。ただし、超過する場合は、その分を別の期日に休養を設ける。

4 年間活動計画及び年間活動実績

◆部活動顧問は、年度当初に年間活動計画を作成し、校長に提出

※年度中の変更も、校長に提出

◆部活動顧問は、年度末に年間活動実績を作成し、校長に提出 (⇒東根市教委に報告)

5 学校管理下外の生徒の活動

◆学校外のクラブ等の所属状況を把握

・必要に応じて指導・助言

◆適切な活動日・活動時間

◆任意加入であることの確認

6 大会、県外遠征等の参加

◆参加する大会等の精査

・県外遠征、宿泊を要する場合、合宿等は東根市教委に申請

7 部活動運営委員会の設置及び保護者、地域との連携

各校の部活動方針を説明し、理解と協力を得る

◆保護者会が単独で練習会等を行わないこと

◆部活動運営費の管理を保護者会で行うこと



東根市教育委員会

共通理解
連携・協力

東根市いじめ防止基本方針【概要版】

I いじめ問題に対する基本的な考え方

- 基本方針は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処などについてより実効的に進めることはもちろん、いじめが行われないようにすることを最大の目的とする。
- 「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 教育委員会の責務、学校の責務、教職員の責務、保護者の責務、市民の役割を明確にする。
- 「東根市いじめ問題対策連絡協議会」「東根市いじめ問題対応委員会」「東根市いじめ重大事態再調査委員会」「いじめの防止等の対策のための組織」を設置し、関係機関と連携する。

II いじめ防止の基本的施策

1 いじめ未然防止のための取組

(1) 学校・教職員の取組

- ・いじめの態様や指導上の留意点について、校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全員で共通理解を図る。
- ・定期的なアンケート調査を実施し、結果を分析しいじめの実態を適切に把握する。
- ・全校集会や道徳・学級活動で教職員が望ましい生き方や人間関係の在り方について触れていく。
- ・「わかる授業」を行い、児童生徒に「規律」「学力」「自己有用感」を培い、いじめの加害に向かわせないようにする。

(2) 児童生徒の主体的な取組「児童会・生徒会」

- ・児童生徒自らがいじめ問題について主体的に考え、いじめ防止を図るような取組を推進する。
- ・児童会、生徒会活動の充実（いじめ撲滅の宣言の策定等）

(3) 家庭・地域との連携

- ・家庭や地域に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めながら、緊密な連携体制を図っていく。

2 早期発見の在り方

(1) 基本的な考え方

- ・暴力を伴う「目に見えるいじめ」を見逃さない。
- ・暴力を伴わない「見えにくいいじめ」を察知する。

(2) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ・児童生徒から情報が入りやすいようにする。
- ・児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・定期的な教育相談・日常の観察による声かけを実施することにより、個別の情報把握に努める。

(3) 相談窓口と組織体制

- ・児童生徒及び保護者が、いつでも相談できる体制を整備する。
- ・児童生徒の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」等と悩みを過小評価せず、真摯に対応する。

3 いじめ発生時の早期対応

(1) 発見・通報を受けての迅速かつ組織的な対応

- ・発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し組織的な対応を図る。

(2) 被害児童生徒と保護者への対応

- ・被害児童生徒からの事実関係の聴取
- ・被害児童生徒が寄り添える体制づくり
- ・家庭訪問による保護者への適切な情報提供
- ・いじめ解決後の継続支援

(3) 加害児童生徒と保護者への対応

- ・加害児童生徒からの事実関係の聴取
- ・児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導

(4) 集団へのはたらきかけ

- ・いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えさせ、いじめを根絶しようという態度を醸成する。

Ⅲ ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめ

- ・インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策を講じる。

2 未然防止の取組

- ・情報モラル教育の充実
- ・教職員の指導力向上
- ・インターネット利用の実態や危険性等についての保護者への周知

3 早期発見・早期対応の取組

- ・ネットパトロール
- ・ネット上の不適切な書き込みへの対応
- ・SNSやメールの悪用への対応

Ⅳ 重大事態への対応

1 対応委員会の設置と調査の実施

- ・教育委員会は、重大事態が発生した場合には、直ちに対応委員会を設置し調査を行う。

重大事態とは

- | | |
|----------------|--------------------|
| ①児童生徒が自殺を凶った場合 | ②身体に重大な傷害を負った場合 |
| ③精神性の疾患を発症した場合 | ④金品等に重大な被害を被った場合 等 |

2 重大事態の報告

- ・校長は、重大事態であると思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- ・教育委員会は市長へ報告する。

3 外部機関との連携

- ・重大事態に係る事実関係の調査及び事後対応、発生防止については、必要に応じ連絡協議会と連携する。

4 調査後の対処

- ・被害児童生徒及び保護者への情報提供
- ・対応委員会から市長へ報告書の提出

5 再調査委員会の設置と調査の実施

- ・市長は、対応委員会の報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、再調査委員会を設置し調査を行う。

Ⅴ 体制・研修・点検・評価と不断の見直し

1 教育相談体制・生徒指導体制

- ・「いじめ発見調査アンケート」（学校版・家庭版）の実施
- ・教育相談体制の充実

2 校内研修

- ・いじめに係る研修を年間計画に位置付ける。
- ・「居場所づくりと絆づくりを意図した授業改善」「道徳の授業の充実」について研修を深める。

3 点検・評価

- ・市教育委員会及び学校が行う点検・評価について、いじめの防止等に関する必要な指導・支援につなげる。

4 不断の見直し

- ・学校は、いじめ防止等の取組状況について、児童生徒の視点で振り返り、改善を図る。
- ・教育委員会は、必要があると認めるときは、基本方針の見直しを検討し、その結果について必要な措置を講じる。

東根市小中学校「情報セキュリティポリシー」と「ICT機器利活用に係る基本ルール」

I 「情報セキュリティポリシー」の策定

(1) 情報セキュリティポリシーの理解

情報セキュリティポリシーは、学校が保有する情報資源を適切に保護するために、学校が行う情報セキュリティ対策について総合的、体系的に取りまとめたものです。各校においては、「東根市情報セキュリティポリシー」をもとに、学校ごとに情報セキュリティポリシーを作成し運用します。

(2) 情報セキュリティポリシーの構成

情報セキュリティポリシーは、基本方針、対策基準（管理指針）、実施手順（関連規定又は基本ルール）から構成されます。東根市では、基本方針を次のように定めています。

東根市情報セキュリティポリシー基本方針

本市は、自らIT社会の模範たる構成員となり、IT社会の健全な発展に寄与するとともに、本市が保有する情報システム及び電子情報（以下「本市の情報資産」という）の管理を適正に実施するために、ここに東根市情報セキュリティポリシー基本方針を制定する。

- ① 職員一人一人がIT社会における模範となるよう努める。
- ② 適切な技術的施策を講じ、本市の情報資産に対する不正な侵入、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう、また、本市情報資産が漏えいなどすることのないよう努める。
- ③ 外部の情報資産に対して不正な侵入、改ざん、破壊、利用妨害などをすることがないよう努める。
- ④ 本市の情報資産にセキュリティ上問題が発生した場合、その原因を迅速に究明し、その被害を最小限にとめるよう努める。
- ⑤ 本市の情報資産のうち特に重要なものについては、必要なとき確実に利活用できるよう十分な備えに努める。
- ⑥ 上記の活動を継続的に実施し、かつ、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティ管理体制を確立する。

II 「ICT機器利活用に係る基本ルール」の遵守

情報セキュリティポリシーの実実施手順（関連規定又は基本ルール）について、東根市小中学校では共通の項目を定めています。教職員として遵守すべき基本ルールを「ICT機器利活用に係る基本ルール」として、以下の5項目に整理します。

(1) メール（電子メールやSNS等）の活用に係る基本ルール

- 児童・生徒や保護者との私的なメール等はいりません。緊急の場合は、この限りではありません。
- 学校行事の連絡等、校務で活用する際は、所属で定められたルールに従い慎重に行います。
- 勤務時間中に、私的なメール等はいりません。

(2) ネットへの書き込み、写真投稿、SNS等の利用に係る基本ルール

- SNS等への書き込み、写真のアップ等は、私用であっても、教職員であるという自覚を持って行い、誤解を受けることがないようにします。
- 無責任、軽率な書き込みや投稿はいりません。

(3) 授業でICT機器を活用する際の基本ルール

- 授業では、私物のパソコンやタブレット、スマートフォン等を使用しません。ただし、**教育委員会及び所属長の定めたルール**に則り、許可を得て適正に使用する場合は、この限りではありません。
- 所属長は授業で活用する際のルールを明示し、日頃から職員に周知徹底します。また、定期的に自校の情報セキュリティポリシーをもとに当該ルールの点検を行います。
- 不適切かつ不要な情報が提示されないことがないよう、事前のチェックを行ってから授業で活用します。
- 授業の教材にインターネット上の情報を用いる場合には、情報の信頼性や中立性など教材として適正か、複数名でチェックします。

(4) 著作権、肖像権等の侵害、その他の違法行為防止に係る基本ルール

- 著作権や肖像権を侵害するアップロード、ダウンロードは違法であると認識し、行いません。
- ファイル交換ソフトを利用する際は、違法なアップロード、ダウンロードにならないようにします。なお、ファイル共有ソフトは利用しません。
- 学校ホームページ等に児童・生徒の画像を載せる際は、**教育委員会及び所属長の定めたルール**に則り適正に行います。

(5) 個人情報流出・ウィルス侵入の防止に係る基本ルール

- 個人情報流出やウィルス侵入の危険性を十分認識し、**教育委員会及び所属長の定めたルール**に則ってICT機器を利活用します。
- 法定帳簿以外の個人情報については持ち出し可能なものを明らかにしておくとともに、持ち出す場合は所属長の許可を得た上で、ロック機能のある外部記憶媒体（USB等）を使用します。
- 児童・生徒の写真や学校の関係資料等を個人のブログ等に載せません。
- 校内LANや校務パソコンには、ウィルス対策を行っていないパソコンや記録媒体を接続しません。

「教育委員会の定めたルール」について

- ① 年度当初、自校の情報セキュリティポリシーの見直しを行い、全職員で確認する。
- ② 校務のため私物パソコンを使用する際は、所属長が認めたものに限る。
- ③ 学校ホームページで情報を発信する際は、「東根市立小中学校ホームページ作成と公開に係るガイドライン」に準ずる。
- ④ 児童・生徒の“確かな学力”の育成につなげるためにICT機器を利活用する際は、学習のねらいにそった内容と時間を精査し、事前確認を行ったうえで適切に使用する。

東根市緑の少年団

目標：「緑を愛し」、「緑を守り」、「緑を育てる心を養う」ことを通じて、自然を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間を育みます。

<学 習 活 動>

- 緑や森林の役割や機能についての学習
- 学校版環境 ISO
- 自然体験活動など

<ボランティア活動>

- 緑の募金活動
- 公園・通学路の除草や清掃
- 植樹や樹木の手入れなど

<レクリエーション活動>

- ネイチャーゲーム
- ウォークラリー（森林散策）
- 緑化イベントへの参加など

緑の大切さ

奉仕の心

自然とのふれあい

長瀬小緑の少年団(S52 結成)

- <団 員>4・5・6年生児童全員
<主な活動>
- ・米作り体験
 - ・花咲フェア in 長瀬
 - ・「花育」学習会

高崎小緑の少年団(H12 結成)

- <団 員>4・5・6年生児童全員
<主な活動>
- ・関山炭焼き体験学習
 - ・里山キッズドリームランド祭
- ◆地域環境美化功績者表彰
(環境大臣表彰：H27)

東郷小緑の少年団(H13 結成)

- <団 員>4・5年生児童全員
<主な活動>
- ・小中連携コスモス植栽
 - ・花いっぱい運動

神町小緑の少年団(H14 結成)

- <団 員>4年生児童全員
<主な活動>
- ・花いっぱい運動
 - ・若木山クリーン作戦
 - ・自然体験活動

東根小緑の少年団(H15 結成)

- <団 員>4年生児童全員
<主な活動>
- ・キノコの菌打ちと植林作業
 - ・花いっぱい運動

小田島小緑の少年団(H16 結成)

- <団 員>4年生児童全員
<主な活動>
- ・農作業体験
 - ・花いっぱい運動

大富小緑の少年団(H17 結成)

- <団 員>4年生児童全員
<主な活動>
- ・校内緑化活動
 - ・イバラトミヨ飼育
- ◆野生生物保護功労者表彰 (H20)

東根中部小緑の少年団(H18 結成)

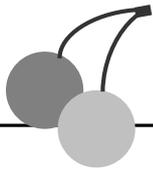
- <団 員>4年生児童全員
<主な活動>
- ・紅花栽培活動
 - ・花いっぱい運動

松苗育成絆プロジェクト

- ・平成 27～29 年度
東日本大震災により流失した宮城県東松島市の海岸林再生を目的とした松の植栽。
- ・平成 30 年度～
植栽した松苗が活着するための維持管理活動

大森小緑の少年団(H23 結成)

- <団 員>4年生児童全員
<主な活動>
- ・花いっぱい活動
 - ・各学級への花のプレゼント

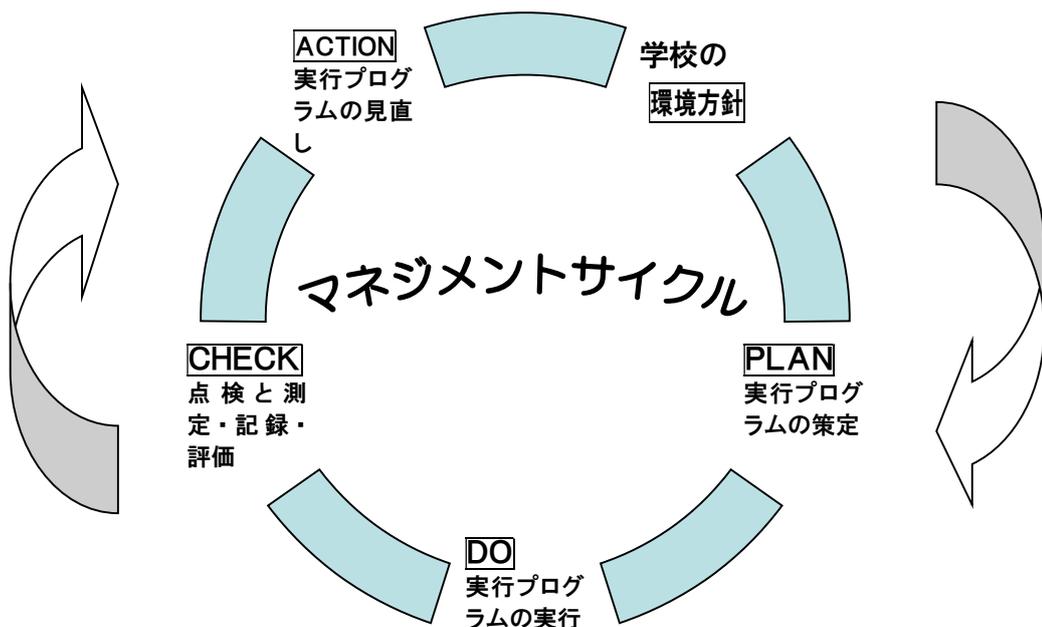


1 目的

さくらんぼ環境ISOは、環境ISO14001（環境マネジメントシステム規格）に基づき、学校が自らの教育活動を通じて、生徒・教職員の環境意識を高め、同時に自ら定めた環境方針と行動目標に応じた環境パフォーマンスの達成を図ることを目的とする。

2 基本方針

- (1) 東根市環境方針並びに東根市がめざす子ども像を受け、学校長自らが学校の特色・課題等を加味して策定する環境方針に基づき、地球にやさしい学校づくりをめざす。
- (2) 環境行動を学校、児童生徒自らが選択決定し、PLAN（計画）DO（実行）CHECK（点検）ACTION（見直し）を基本としたマネジメントサイクルに基づいて実践する。（下図参照）



3 参加校

東根市立小・中学校全校

4 対象

参加校の児童・生徒・並びに教職員を対象とし、地域に開かれた特色ある学校づくりの観点から、地域保護者や学校ボランティア等も含めることもできる。

5 実行プログラムについて

取り組むプログラムは、「共通メニュー」と「特色メニュー」の2種類で構成している。「共通メニュー」は、省資源・省エネ・廃棄物の3項目からなり、全ての学校が取り組む内容となる。各項目の内容や数については、学校ごとに決めることができる。メニュ

ーをもとに教職員プログラム・児童生徒プログラムの2つを策定するが、その他、児童会・生徒会・学級、学年等を単位としたプログラムを作成するなど、各学校の工夫で取り組むことも可能である。「特色メニュー」は、学校の特色を生かした独自の環境活動をめざす。



＜共通メニュー＞

- A 省資源 紙類
 - ①印刷枚数
 - ②両面印刷
 - ③回覧板や掲示板の活用
 - ④使用済み封筒の活用
 - ⑤裏紙の利用
 - ⑥紙片の活用
- 物品
 - ①リサイクルしやすい製品の購入
 - ②再生材料（グリーン購入法）
 - ③環境及び人間に負荷の少ない製品
- B 省エネ 電気
 - ①照明
 - ②エアコン、暖房の設定温度
 - ③電化製品の主電源OFF
- 水
 - ①トイレの利用の仕方 ②蛇口での水量調節 ③雨水の貯水利用
 - ④プール管理 ⑤清掃時の水の使い方
- 油
 - ①暖房の設定温度
- C 廃棄物 紙
 - ①リサイクルボックスの活用 ②規格ごとの分別
- その他
 - ①資源ごみとの分別 ②市の分別方法の遵守
- 薬品
 - ①使用量の削減 ②廃液の適正処理 ③適正な保管と管理
- D その他環境関連法案
 - ①ボイラーの適正管理（大気汚染防止法）
 - ②地下重油タンクの適正管理（水質汚濁防止法）

＜特色メニュー＞

「校地内緑化」「花壇コンクール」
 「近隣河川の継続的な清掃活動」
 「リサイクル活動」「花いっぱい運動」等々、
 学校の特色を生かした環境保全活動を位置づける。



6 認定及び審査制度について

(1) 認定制度

運用状況を確認し、改善に資するため、認定制度を設ける。

すべての学校が、認定のための審査を受ける。審査は学校を単位とし、審査を実施し認定を受けた学校には、市長と教育長の連名による認定証を交付する。（平成16年11月に小・中学校13校に認定証を交付。平成19年11月、平成22年12月に再交付。平成23年11月に大森小学校に交付。平成25年11月、平成28年11月、令和元年11月に小・中学校14校に再交付。）

(2) 審査委員の委嘱

校長は、第三者として公正に判定できる人（PTA関係者・学校評議員・公民館職員・市のISO担当職員等）を審査員として委嘱する。審査員の数は3～5人とし、任期は1年。但し、再任は妨げない。

(3) 審査方法

審査員は、学校を訪問し、現場の視察確認及びインタビュー、書類審査を行う。

(4) 審査基準

審査の基準は以下の通りである。

- 実行プログラムが適正に運用されているか。
- 実行後の記録が適切になされているか。
- 記録についての確認がなされ、課題の整理がなされているか。
- 児童生徒個人が、環境側面を適切に理解しているか。
- 児童生徒並びに教職員が協力して実行しているか。

(5) 認定の継続

認定の効力は3年間とする。運用状況を確認するために、年1回、11月に定期審査を受ける。



(6) 実行プログラムの見直し

学校長は、環境保全の推進及び環境負荷の低減に向けて、さくらんぼ環境ISOの継続的な改善に資するため、審査等の結果や日常的な取り組みの状況をふまえ、環境方針並びに実行プログラムの見直しを行う。

環境方針に示された「約束」が、年間の活動を通してどのように達成されたかを評価し、点検・測定の結果や審査の結果をふまえ、不十分であった実施項目についての必要な改善策を講じ、プログラムの実効性を高めていくようにする。



さくらんぼ環境ISO実践交流会

期日：令和2年11月18日（水） 会場：さくらんぼタントクルセンター

ひがしね子ども環境宣言

わたしたちのまちひがしねには、
ずっと、ずっと、昔から受け継がれた豊かな自然があります。
ひがしねを見守ってきた大ケヤキ、
きれいな花を咲かせ、豊かな実をつける木々、
わたしたちを守り、恵みをもたらしてきた美しい山々と清流
しかし、今、世界では、大切な自然が毎日失われています。

わたしたちは、今ある豊かな環境を、先人からの贈り物、
絶やしてはならない宝物と考えています。
わたしたちの力は小さくても、
みんなで力をあわせ、未来の人々のために、
この宝物を、そして、かけがえのない地球環境を、守り受け継ぐために、
次のことを約束します。

- 1 わたしたちは、自分たちのまちを、自分たちの手で、きれいにします。
- 1 わたしたちは、物を大切にし、むだ使いをしないように心がけます。
- 1 わたしたちは、電気、ガス、石油、水を大切にし、工夫して使います。
- 1 わたしたちは、資源のリサイクルを考え、ゴミを減らします。
- 1 わたしたちは、自然の恵みに感謝し、環境を守る心を広げていきます。

このことを、50年先のひがしねへ、引き継いでいくことを宣言します。

2008年12月21日 ひがしね子ども環境フォーラム2008